

④ 児童指導員等加配加算

こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 こども家庭庁知)

④ 児童指導員等加配加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算は、指定児童発達支援事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、**児童発達支援給付費の算定に必要とする員数**(専門的支援体制加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要なとなる従業員の員数を含む。)に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 児童指導員等を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの(1)から(4)まで、ロの(1)から(4)まで又はハの(1)から(4)までにより、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数(5年以上、5年未満)、配置形態(常勤専従、それ以外)、利用定員の区分に応じ算定すること。

児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳員、特別支援学校免許取得者、心理担当職員(公認心理師、その他大学(短期大学を除く)若しくは大学院において、心理学科等を修了して卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者に限る)、視覚障害児支援担当職員(国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者)、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう。

児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験も含まれる。また、**経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものであること。**

配置形態について、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業員の員数に加え1名以上を、

- ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの(1)及び(2)、ロの(1)及び(2)並びにハの(1)及び(2)においては常勤専従により
- ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの(3)及び(4)、ロの(3)及び(4)並びにハの(3)及び(4)においては常勤換算により

配置していること。

(二) その他の従業者を加配している場合については、通所報酬告示第1の1の注8のイの(5)、ロの(5)、ハの(5)までにより、利用定員の区分に応じ算定すること。

配置形態については、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業員の員数に加え1名以上を常勤換算により配置していること。

(三) 多機能型事業所の場合における常勤の取扱い

多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と

指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当

指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(四) 異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い

通所報酬告示第1の1の注8のイの(3)から(5)まで、ロの(3)から(5)まで並びにハの(3)から(5)までを算定するに当たっては、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置(常勤換算による配置)する必要がある。このとき、児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種の配置により常勤換算で1名以上とすることも可能とする。

児童指導員等とその他の従業者、また、経験年数5年以上の者と5年未満の者のように、算定する報酬区分が異なる場合は、以下のとおりとする。

- ・ 児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合 その他の従業者の報酬を算定。
- ・ 経験年数5年以上の児童指導員等と経験年数5年未満の児童指導員等により常勤換算で1名以上とする場合 経験年数5年未満の児童指導員等の報酬を算定。

(五) 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とすること。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)

障害児通所

(児童指導員等加配加算)

問 10 加配される職員について、「サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする」とされているが、サービス提供時間帯を通じて事業所に配置することを求める現行の児童指導員等加配加算の取扱いを変更するものではないと考えて良いか。

○ 児童指導員等加配加算により加配される職員については、現行と同様、サービス時間帯を通じて事業所に配置することが必要である。

(児童指導員等加配加算)

問 11 経験年数を確認するため、実務経験証明書(原本)の提出は必須か。証明元の都合(廃業等)により実務経験証明書が交付されない場合、他の手段により確認することは可能か。

(答)

○ 必要な実務経験の確認に当たっては、現に勤務する施設等やその他の過去に勤務した施設等において業務内容や勤務日数を証明することにより確認を行うことを想定している。(平成18年6月23日付け事務12連絡参照)

④ 児童指導員等加配加算

(児童指導員等加配加算)

問 12 児童福祉事業の経験年数について、児童福祉事業の範囲を明らかにされたい。幼稚園や認定こども園の経験は入るのか。また、今回特別支援学校免許取得者が「児童指導員等」に追加されたが、学校の経験は入るのか。

(答)

○ 児童指導員等加配加算における「**児童福祉事業に従事した経験**」については、**児童福祉法に規定された各種事業(※)**での経験に加え、幼稚園(特別支援学校に限らない)、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含むものとする。

(※)

・児童福祉法第7条第1項:児童福祉施設として、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター(＊)

・児童福祉法第12条:児童相談所

・児童福祉法第6条の2の2:児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援

・児童福祉法第6条の3:児童自立生活援助事業、放課後等児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業(＊)、社会的養護自立支援拠点事業(＊)、意見表明等支援事業(＊)、妊産婦等生活援助事業(＊)、子育て世帯訪問支援事業(＊)、児童育成支援拠点事業(＊)、親子関係形成支援事業(＊)

(＊)は改正児童福祉法(令和6年4月施行)により新

(児童指導員等加配加算)

問 13 児童福祉事業の経験年数について、年数としてカウントするための配置要件や日数要件はあるか。例えば非常勤で、月1日でも勤務したら「1年」とカウントできるのか。また、資格取得やその職種で配置される以前の経験をカウントすることは可能か。

○ 雇用形態や1日あたりの勤務時間数は問わないが、1年あたり180日以上勤務があることを想定している。

また、本加算においては、資格取得やその職種で配置される以前の経験も含むことができる。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.3(令和6年5月2日)

障害児通所

(児童指導員等加配加算)

問5 一体的に行う多機能型事業所において、同一の従業者が両事業に従事する場合、児童指導員等加配加算における「専従」要件の取扱い如何。

(答)

○ 本加算における「常勤・専従」の区分については、当該加算の対象となる従業者が、原則として当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合であって、児童発達支援又は放課後等デイサービスに勤務する時間帯において、当該事業以外の職務に従事しない者により、常時見守りが必要な障害児に対する支援の強化を図ることを評価しているものである。

○ 2つ以上の事業を一体的に行う多機能型事業所での取り扱いには以下のとおり。

① 児童発達支援及び放課後等デイサービスを一体的に行う場合(主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む)において、両事業を通じて本加算の算定に当たって配置すべき従業者として配置されている同一の従業者は、両事業を通じて本加算で求められる職務のみに従事しているため、「専従」とする。

② 児童発達支援又は放課後等デイサービス(通所系)と保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援(訪問系)を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、事業所から離れて訪問支援を行うこととなるため、「専従」とはしない。

③ 児童発達支援又は放課後等デイサービスと生活介護等の障害福祉サービス事業を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている同一の従業者は、障害児通所支援以外の職務に従事することとなるため、「専従」とはしない。

【多機能型事業所において同一従業者が複数事業を兼務する場合の本加算の「専従」要件の取扱い】

	児童発達支援	放課後等 デイサービス	居宅訪問型 児童発達支援	保育所等訪問 支援	障害福祉 サービス事業
児童発達支援					
放課後等 デイサービス	○		×	×	×
居宅訪問型 児童発達支援	×	×		×	×
保育所等訪問 支援	×	×	×		×
障害福祉 サービス事業	×	×	×	×	

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスは、主として重症心身障害児を通わせる事業所を含む。

(児童指導員等加配加算)

問6 本加算の算定に当たって加配する人員が管理者と児童指導員を兼務している場合、「常勤・専従」の区分での算定が可能か。

(答)

○ 本加算は、管理者や児童発達支援管理責任者等を含めた、児童発達支援給付費又は放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる全ての職種を配置した上で、当該員数に加えて児童指導員等を1以上加配した場合に算定するものであり、管理者と児童指導員を兼務している者については、本加算が求める「専従」を満たさない。

④ 児童指導員等加配加算

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.5(令和6年6月6日)

障害児通所

(児童指導員等加配加算)

問3 児童指導員等加配加算について、加配職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよいか。

(答)

○ お見込みのとおり。

○ なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件を満たさなくなるものとする。

障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関する Q&A令和6年5月 17 日

(共通(児童指導員等加配加算))

問 23 児童発達支援管理責任者(児発管)が休暇により出勤していない場合、児童指導員等加配加算の算定上、児発管の欠如とは考えない(児童発達支援給付費等の算定に必要な従業者の員数が満たされている)という理解で良いか。

(答)

○ 貴見のとおり。

○ 指定基準では、児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所について、サービス提供時間帯を通じてサービス提供にあたることまでは定めていないため、労働基準法等に定める休暇を取得する場合に、代わりの児童発達支援管理責任者を置くことまでは求めている。

【参考】令和5年3月30日事務連絡「障害児通所支援における児童指導員等加配加算の取扱いについて」別紙2 問2

問 24 午前中に機能訓練があり、午後は機能訓練がない場合に、午後の時間については機能訓練担当職員を児童指導員等加配加算の常勤換算の時間に含めることができるか。

(答)

○ 加配加算の対象は、人員基準に定める従業者の員数に加えて配置する部分であることから、本事例の場合、機能訓練担当職員の午後の時間を常勤換算の時間に含めることができる。

【参考】平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.3(平成30年5月23日)問17

④の2 専門的支援体制加算の取扱い

こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 こども家庭庁知)

④の2 専門的支援体制加算の取扱い

通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援体制加算は、指定児童発達支援事業所において、理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数(児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置(常勤換算による配置)し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。

なお、通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、

・保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点

・当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点に留意されたい。

(二) 多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。

(三) 本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)

障害児通所

(専門的支援体制加算)

問 14 専門的支援体制加算について、専門職員の配置について、常勤により配置する場合に、当該職員が病気で欠勤する場合や有休休暇を取得する場合であっても、配置の要件を満たすという理解でよい。

(答)

○ お見込みのとおり。なお、欠勤等が1月以上続く場合には、配置要件を満たさなくなるものとする。

(専門的支援体制加算)

問 15 専門的支援体制加算で保育士及び児童指導員に求められている経験年数における「児童福祉事業」は、児童指導員等加配加算における「児童福祉事業」と同じで良いか。教育の経験は含まれるか。

(答)

○ 専門的支援体制加算における「児童福祉事業」に従事した経験年数については、特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における教育の経験は含まれない。なお、幼稚園(特別支援学校に限らない)は含まれる。

障害福祉サービス等報酬(障害児支援)に関する Q&A令和6年5月 17 日

(共通(専門的支援体制加算<旧・専門的支援加算>))

問 25 専門的支援体制加算について、心理担当職員の配置により加算する場合は、公認心理師などの資格を有する者を配置した場合に限定されるのか。

(答)

○ 心理担当職員として配置する職員については、人材確保の観点も考慮し、公認心理師などの資格を有する者に限定していない。

○ なお、児童指導員等加配加算や障害児入所施設に配置する心理担当職員についても、同様に公認心理師などの資格を有する者に限定していない。

【参考】令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1(令和3年3月31日)問63

⑤ 家族支援加算の取扱い

こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 こども家庭庁知)

⑤ 家族支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の2の家族支援加算については、障害児の家族(障害児のきょうだいを含む。以下この⑤において同じ。)等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 家族支援加算(Ⅰ)(個別の相談援助)

ア 通所報酬告示第1の1の2のイについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

(1)は障害児の家族等の居宅を訪問し、

(2)は指定児童発達支援事業所において対面により、

(3)はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、(1)から(3)全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、指定児童発達支援に係る本加算の算定に当たっては、(1)から(3)のいずれについても、指定児童発達支援を提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児に指定児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、(1)について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。ウ 通所報酬告示第1の1の2のイの(3)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器(例えば電話等)を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

エ 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分に配慮すること。

オ 指定児童発達支援事業所以外の場において個別に相談援助を行った場合は通所報酬告示第1の1の2のイ(2)を算定すること。

なお、保育所又は学校等(以下「保育所等」という。)といった当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合についても本加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員(当該障害児に対し、常時接する者)との緊密な連携を図ること。

また、**本加算は通所支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助(例えば、家族等からの電話に対応する場合)は対象とならないことに留意すること。**

カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

(二) 家族支援加算(Ⅱ)(グループの相談援助)

ア 通所報酬告示第1の1の2のロについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て通所支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、

(1)は指定児童発達支援事業所において対面により、

(2)はテレビ電話装置等を活用して、

障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関しての必要な相談援助を行った場合に、(1)及び(2)全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、指定児童発達支援に係る本加算の算定に当たっては、(1)及び(2)のいずれについても、指定児童発達支援を提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児に指定児童発達支援を提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

ウ グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

オ 通所報酬告示第1の1の2のロの(2)の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

カ 家族支援加算(Ⅰ)のエ及びカを準用する。

(三) 家族支援加算(Ⅰ)と(Ⅱ)は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。

(四) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を一体的に行う多機能型事業所であって、指定児童発達支援事業所を利用している障害児にあっては、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を利用して本加算を算定する場合には、同一の障害児に係る家族等への相談援助について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回を限度とする。

⑤ 家族支援加算の取扱い

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A VOL.1(令和6年3月 29 日)

(家族支援加算)(※障害児入所も共通)

問 28 居宅を訪問して相談援助等を行う場合について、極めて短時間の場合(例えば10分程度の相談援助)であっても「所要時間1時間未満」として算定することが可能か。

(答)

○ 居宅を訪問しての個別の相談援助については、30分以上行うことを基本としつつ、障害児や家族の状況から短時間でも訪問しての相談援助を行う必要がある場合や、利用者の都合により相談援助時間が短くなってしまった場合には、同加算の「所要時間1時間未満」の区分の算定を可能としている。

このため、事前の計画では30分以上の相談援助となるよう設定すること。

なお、事業所において個別の相談援助を行う場合や、グループの相談援助を行う場合は、30分未満の相談援助については本加算の算定は認められないことに留意されたい。

(家族支援加算)(※障害児入所も共通)

問 29 支援に当たる者は、「指定通所(入所)基準により置くべき従業者」であることが求められるか。

(答)

○ 個別、グループ、訪問による場合、事業所内で実施する場合、いずれの場合においても、相談援助に当たる職員は、指定基準により置くべき従業者に限ることを求めるものではないが、適切に家族支援を実施できる従業者によるとともに、基準により置くべき従業者を中心に、事業所としてフォローできる体制をとりながら支援を進めること。

(家族支援加算)(※障害児入所も共通)

問 30 障害児本人が不在の中、保護者やきょうだいに対して相談援助を行った場合は算定可能か。

(答)

○ 可能である。なお、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。

(家族支援加算)(※障害児入所も共通)

問 31 グループの支援について、ペアレントトレーニングの一環として、講師を招いて講座を行う場合や、ピアの取組の一環として、保護者会を行う場合に、算定可能か。

(答)

○ 支援の一環として、講師を招いた講座の実施や保護者同士の交流を行うことは可能であるが、その場合であっても事業所の従業者がファシリテーターなどとして参画し、相談援助を行うことが必要であり、事業所の従業者が介在しない支援については算定されない。

(家族支援加算)

問 32 同一の児童に係る算定回数は通算し、その合計数は月4回を限度とするとされているが、「同一の児童」とは「サービスを利用している児童」ということでよい。(サービス利用児童がきょうだいの場合、それぞれに月4回算定可能ということでしょうか)

(答)

○ きょうだいで利用している場合、家族支援加算はそれぞれのきょうだいにつき月4回ずつ算定可能である。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A VOL.2(令和6年4月 12 日)

障害児通所

(家族支援加算)

問2 個別支援計画作成後のモニタリングにおける保護者との面談についても算定対象となるか。

(答)

○ 個別支援計画作成後のモニタリングに当たっての面接については、運営基準において児童発達支援管理責任者に求められている業務であり、当該加算の算定対象にはならない。

障害児入所支援

(家族支援加算)

問 13 自宅での宿泊体験で体験利用支援加算(Ⅰ)を算定する場合、家族に対して助言援助を行った場合には、家族支援加算も同時に算定できるのか。

(答)

○ 家族に対しての相談援助は、体験利用支援加算にて評価しており、本加算は算定できない。

⑤ 家族支援加算の取扱い

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.4(令和6年5月24日)

障害児通所

(家族支援加算)

問2 家族支援加算(Ⅰ)について、障害児に対して、通所による支援が行なわれていない日にも算定することができるが、事業所が保護者に対して相談援助を行う日に、相談援助を行う事業所とは別の事業所に障害児が通所した場合(例えば、午前中に保護者がA事業所で相談援助を受け、午後に障害児がB事業所で通所による支援を利用するような場合)も算定は可能か。また、家族支援加算(Ⅱ)についても同様と考えて良いか。

(答)

○ 家族支援加算(Ⅰ)、家族支援加算(Ⅱ)いずれも算定可能である。

問3 同一日に2つ以上の事業所において、家族支援加算(Ⅰ)の算定に係る相談援助を行った場合(例えば、保護者がA事業所において午前中に対面で相談援助を受け、午後はB事業所において対面で相談援助を受けた場合)には、両事業所で相談援助に係る加算を算定できるものと考えて良いか。また、家族支援加算(Ⅱ)についても同様と考えて良いか。

(答)○ お見込みの通り。

(家族支援加算)

問4 障害児が支援を受けている時間帯に、基準の人員として配置されている児童指導員又は保育士により、家族支援加算(Ⅰ)又は家族支援加算(Ⅱ)の算定に係る相談援助等を行うことは可能か。

(答)

○ 障害児が支援を受けている時間帯に相談援助等を行う場合、相談援助等を行う職員については、支援の単位ごとに必要な児童指導員又は保育士には含まれないものである。

○ そのため、本加算における相談援助等を行う職員については、障害児が支援を受けている時間帯に、基準の人員として配置されている児童指導員又は保育士以外で対応する必要がある。

○ なお、本加算の算定に係る相談援助の実施に当たっては、適切に家族支援を実施できる従業者による対応が望ましいことから、障害児が支援を受けている時間帯に相談援助を行う場合には、児童発達支援管理責任者による相談援助を行う等、必要に応じた対応を検討いただきたい。

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 こども家庭庁知）

⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い

通所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

（一）福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であること。

なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。（（二）及び（三）において同じ。）

（二）福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）

指定通所基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であること。

（三）福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）

次のいずれかに該当する場合であること。

ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害児通所支援事業、障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業（旧法施設を含む。）及び精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等の事業、障害者就業・生活支援センター、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。

（四）多機能型事業所等における本加算の取扱いについて多機能型事業所については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての障害児に対して加算を算定することとする。

⑫ 専門的支援実施加算の取扱い

こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 こども家庭庁知)

⑫ 専門的支援実施加算の取扱い

通所報酬告示第1の8の専門的支援実施加算については、理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画(以下「専門的支援実施計画」という。)を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。

理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。

保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意すること。

また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であること。

(二) 専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

(三) 理学療法士等が、当該障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。

(四) その他以下の点に留意すること。

ア 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)による実施又は指定通所基準の規定により配置するべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。

イ 専門的支援の提供時間は同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。

ウ 専門的支援実施加算の1月の算定限度回数は、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとすること。

障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回

障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回

エ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.1(令和6年3月29日)

障害児通所

(専門的支援実施加算)

問 16 専門的支援実施計画について、具体的にどのような項目を記載することが求められるのか。また、個別支援計画と一体的に作成することは可能か。

(答)

○ 専門的支援実施加算の算定にあたっては、**個別支援計画を踏まえ、支援を提供する専門職が専門的支援実施計画を障害児ごとに作成することが必要となるが**、計画には、以下の項目を記載することを想定している。

- ・当該専門職によるアセスメントの結果
- ・5領域との関係の中で、特に支援を要する領域
- ・専門的な支援を行うことで、目指すべき達成目標
- ・目標を達成するために行う具体的な支援の内容
- ・支援の実施方法 等

上記の項目に限らず、ニーズに応じた専門的支援に必要であると

(専門的支援実施加算)

問 17 専門的支援は、1対1の個別支援により実施することが必要か。また、理学療法士等が対象児の支援時間を通じて直接支援を行うことが必要か。

(答)

○ 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団(5名程度まで)による実施や、理学療法士等の専門職とは別の職員を配置した上で、小集団の組み合わせ(2の小集団まで)による実施も可能とする。

○ 専門的支援の提供時間は、同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。

⑫ 専門的支援実施加算の取扱い

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.3(令和6年5月2日)

(専門的支援実施加算等)

問9 専門的支援実施加算等の加算の算定に当たって、配置すべき従業者に常勤換算による配置が求められていない場合において、外部から派遣された者によりこれらの加算の算定に要する所定の支援を行った場合であっても、これらの加算を算定できるか。

(答)

○ 専門的支援実施加算等(※)の加算の算定に当たって配置すべき従業者とは、事業者と雇用契約を締結して事業所に配置されているもの等を指し、例えば他の法人等から専門職員による訪問を受けるなど、**外部から派遣された者により当該加算の算定に要する所定の支援を行った場合には、当該加算を算定できない。**

(※)専門的支援実施加算、人工内耳装用児支援加算(Ⅱ)(児童発達支援)、人工内耳装用児支援加算(放課後等デイサービス)、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算、個別サポート加算(Ⅰ)(放課後等デイサービス)、強度行動障害児支援加算、共生型サービス医療的ケア児支援加

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.4(令和6年5月24日)

障害児通所

(専門的支援実施加算)

問1 児童発達支援管理責任者が欠如している状態において、専門的支援実施加算の算定は可能か。

(答)

○ 算定は不可である。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ&A VOL.5(令和6年6月6日)

障害児通所

(専門的支援実施加算等)

問4 専門的支援実施加算等で示されている1月当たりの算定回数の上限は、事業所間で通算されず、事業所ごとに上限回数をカウントしてよいか

<補足:専門的支援実施加算等に含まれる加算>

家族支援加算、子育てサポート加算、欠席時対応加算、集中的支援加算、入浴支援加算、関係機関連携加算、事業所間連携加算、保育・教育等移行支援加算、自立サポート加算、多職種連携加算

(答)

○ お見込みのとおり。

○ ただし、

・多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して上限回数をカウントすること

・多機能型事業所において、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスを合計して上限回数をカウントすることに留意すること

⑮ 延長支援加算の取扱い

こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 こども家庭庁知)

⑮ 延長支援加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)を算定する場合

ア 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)については、障害児ごとの通所支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつ、その発達支援時間に加えて別途延長支援時間を通所支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ 延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を通所支援計画に位置づけて行うものであること。

なお、通所支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに通所支援計画の見直しを求めるものとする。

ウ **延長支援時間は、1時間以上で設定すること。**発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、**延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。**

エ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が通所支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、通所支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。

オ 延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること(例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名)。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者(児童発達管理責任者を含む。)を配置すること。

カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名上配置すること。

キ **運営規定に定める営業時間が6時間以上であること。**

ク 児童発達支援事業所の従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。

(二) 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハを算定する場合

ア 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハについては、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間(以下「延長時間帯」という。)において、指定児童発達支援等を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。

イ **ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。**

ウ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。

エ 延長時間帯における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること(例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名)。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者(児童発達管理責任者を含む。)を配置すること。

オ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。)を1名上配置すること。

カ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。

⑮ 延長支援加算の取扱い

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A VOL.3(令和6年5月2日)

障害児通所

(延長支援加算)

問1 個別支援計画に位置付けた支援時間(例:14:00～17:00 の3時間)について、利用者都合により開始時間が遅れた(例:15:00 から利用開始)場合、当初個別支援計画に位置付けていた延長支援(例:17:00～18:00)はどのように取り扱うか。

(答)

○ 基本報酬については、利用者都合により計画に定めた提供時間より実際に支援に要した時間が短くなった場合には、計画に定めた提供時間で算定することとしている。

○ そのため、問1の場合には、基本報酬については計画に定めた提供時間で算定することが可能であるとともに、延長支援についても、個別支援計画において定められている時間を基準として、実際に支援に要した時間に基づき算定することが可能である。

(延長支援加算)

問2 支援開始前に延長支援を行うことを個別支援計画に位置付けていたが、当該延長支援の途中で利用者都合により帰宅した場合(例:9:00～11:00 を延長支援時間、11:00～17:00 を支援時間としていたが、10:45 に体調不良で急遽帰宅した)、どのように報酬を算定するか。

(答)

○ 延長支援加算は、基本報酬が算定される支援が行われたことを前提にその支援時間(5時間(放デイ平日は3時間))を超える延長支援時間を評価するものであるため、基本報酬を算定できない場合に**延長支援加算のみを算定することはできない**。

○ 問2の場合においては、欠席時対応加算の算定を可能とするが、この場合においても、障害児又はその家族等との連絡調整その他相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録すること

(延長支援加算)

問3 営業時間外においても延長支援加算が算定できるのか(例:9時～16時が営業時間であるが、8時から9時の1時間延長支援を行った場合に、1時間分の延長支援加算が算定できるのか)。

(答)

○ 貴見のとおり。

(延長支援加算)

問4 支援時間の前後1時間ずつ延長支援を実施した場合には、実際に支援に要した時間を合計して2時間以上(123単位)の区分で算定するのか、それとも前1時間(92単位)・後1時間(92単位)の両区分をいずれも算定するのか。

(答)

○ 延長支援の算定にあたっては、個別支援計画において1時間以上の延長支援を設定(支援時間の前後に延長支援を行う場合には、前後いずれも1時間以上で設定)し、必要な体制を設けることとしているが、実際に加算する単位の区分については、実際に要した支援時間を基本としている。

○ そのため、実際に支援に要した時間を合計した2時間以上(123単位)の区分で算定する。

○ なお、支援時間の前後に延長支援を行う場合において、利用者の都合により、前後の延長支援のうち片方(ないし両方)の延長支援が1時間に満たない場合であっても、実際に支援に要した時間を合計して30分以上の延長支援が行われていれば、合計時間が該当する区分での算定が可能である。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A VOL.6(令和6年7月1日)

障害児通所

(延長支援加算)

問5 医療的ケア児に対して、延長支援を行う場合には、看護職員等を1以上配置することとされているが、医療機関等との連携などにより、必要な医療的ケアが提供できる体制がある場合には、看護職員等を配置しているものとみなしてよいのか。

(答)

○ 貴見のとおり。

(延長支援加算)

問6 医療的ケア児に対する延長支援を行う場合に1以上配置する必要がある看護職員等については、延長支援時間帯を通じて配置する必要があるのか。

(答)

○ 当該配置については、医療的ケア児に対して、必要な医療的ケアを提供できる体制を求めているものである。

○ そのため、延長支援時間を含むすべての支援時間帯を通じて常に看護職員を1以上配置することまで求めるものではないが、医療的ケア児に対して安全に延長支援が行えるよう、必要な医療的ケアを適時適切に提供できる体制を確保する必要があることに留意すること。

⑮の2 関係機関連携加算の取扱い

こども家庭庁 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について <https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通 こども家庭庁知)

⑮の2 関係機関連携加算の取扱い

通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブその他の障害児が日常的に通う施設(以下この⑮の2において「保育所等施設」という。)又は障害児の状況等によっては連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関(以下この⑮の2において「児童相談所等関係機関」という。)との連携を図るため、これらの施設又は関係機関と情報共有や連絡調整などを行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 関係機関連携加算(Ⅰ)を算定する場合

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。

イアの会議の開催に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。

ウアの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法を記載し、通所支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。

エ会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容を記録すること。

(二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

イアの会議の開催等に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。

ウ会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。

エアの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。

(三) 関係機関連携加算(Ⅲ)を算定する場合

ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

イアの会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。

ウ会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。

エアの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。

オ個別サポート加算(Ⅱ)(要保護・要支援児童への支援の評価)を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない。

(四) 関係機関連携加算(Ⅳ)を算定する場合

ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること

イ 就学時の加算とは、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。

ウ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。

エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。

オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手方ややり取りの内容について記録をすること。

(五) その他

ア 関係機関連携加算(Ⅰ)の場合においては、共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していないときには、算定できないこと。

イ 関係機関連携加算(Ⅰ)と関係機関連携加算(Ⅱ)は、同一の月においていずれかのみ算定可能とする。

ウ 保育所等訪問支援との多機能型事業所の場合、関係機関連携加算(Ⅲ)と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能とする。

エ 関係機関連携加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までのいずれの場合においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。

⑮の2 関係機関連携加算の取扱い

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A VOL.1(令和6年3月 29 日)

障害児通所

⑮の2 関係機関連携加算の取扱い

(関係機関連携加算)

問 34 電話により情報交換を行った場合は算定可能か。また、個別事案を事例としながら、地域の課題や支援体制などを議論・検討する会議に参加した場合に、本加算は算定可能か。

(答)

○ 関係機関連携加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は、会議の開催又は参加による情報連携を基礎として評価を行うものであり、電話による情報交換のみをもって算定することは認められない。なお、会議の機会のみでなく、日頃からの連携体制を確保することを求めている。その際には電話による情報交換なども活用されたい。

○ また、本加算は加算対象となる障害児に係る情報連携を評価するものであり、会議においては当該障害児に関しての具体的な情報共有や連絡調整が求められるところ、地域の課題を検討するための一事例として議論する会議については算定されない。

問 35 関係機関連携加算は(Ⅰ)～(Ⅲ)において同一月内の実施による算定の可否等の併算定ルールがあるか。

(答)

○ (Ⅰ)は保育所等施設との間で個別支援計画の作成又は見直しに係る会議を開催すること、(Ⅱ)は保育所等施設との間で(Ⅰ)以外の場合において、日々の児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は会議に参加することを評価するものであり、いずれも保育所等施設との間での情報共有を評価するものであるため、同一月においては、いずれか1回の算定に限る。

○ また、(Ⅲ)は児童相談所等関係機関との間で児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は会議に参加することを評価するものであり、(Ⅰ)又は(Ⅱ)と同一月に、それぞれ1回ずつ、算定することが可能である。なお、(Ⅰ)又は(Ⅱ)と、(Ⅲ)の会議参加者が同一の場合においては算定できないこととする。

(関係機関連携加算)

問 36 関係機関連携加算(Ⅱ)は、**障害児相談支援事業所が主催するサービス担当者会議への参加の場合にも算定可能か。**

(答)

○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準省令第15条において「**指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない**」と定められており、サービス担当者会議への出席依頼等に対して、指定通所支援の円滑な利用の観点から協力を求められていることから、当該加算による評価を行わない(算定されない)。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A VOL.2(令和6年4月 12 日)

障害児通所

(関係機関連携加算)

問3 関係機関連携加算(Ⅲ)の連携先が、「児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関」とされているが、その他の関係機関として想定される機関は何か。

(答)

○ 保健師との連携を図る機会が多いことが想定されるため、その他の関係機関として、保健所、保健センターなどが想定される。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等(障害児支援)に関するQ & A VOL.2(令和6年4月 12 日)

(関係機関連携加算)

問3 関係機関連携加算(Ⅲ)の連携先が、「児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関」とされているが、その他の関係機関として想定される機関は何か。

(答)

○ 保健師との連携を図る機会が多いことが想定されるため、その他の関係機関として、保健所、保健センターなどが想定される。

1. 障害児通所共通

(基本報酬)

問1 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、時間区分が創設されたことに伴い、同一日に複数の障害児通所支援に係る報酬の算定が可能となるのか。

(答)

- これまで同様、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬は算定できない。また、保育所等訪問支援については他の障害児通所支援を同一日に算定することは可能とするが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することができない取扱いについても同様である。

(基本報酬)

問2 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、時間区分が創設されたことにより、送迎時間は支援の提供時間に含まれるか。

(答)

- 含まれない。

(基本報酬)

問3 個別支援計画において定めた提供時間と実際に支援に要した時間が異なる時間となる場合(計画に定める提供時間が該当する時間区分とは、異なる時間区分となる場合)には、基本報酬の算定の取扱いはどうになるか。

(答)

- 以下の通り取り扱う。

1. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際に支援に要した時間が短くなった場合

①利用者の都合による場合には、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定する。学校の授業が延長した場合や道路渋滞等により通常より送迎に時間を要するなど、事業所に起因しない事情による場合も同様とする。

②事業所の都合による場合には、実際に支援に要した時間が該当する時間区分で算定する。

なお、支援時間は30分以上とすることを求めているが、①の場合は30分未満となった場合でも算定可能とする。②の場合は30分未満となった場合には算定不可とする。

2. 個別支援計画において定めた提供時間よりも、実際の支援に要した時間が長くなった場合

・利用者の都合による場合、事業所の都合による場合、いずれにおいても、個別支援計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定することを基本とする。

・ただし、利用者や学校等の都合により、通常個別支援計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合(例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等)には、想定される具体的な内容を個別支援計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能とする。

- なお、個別支援計画において定めた提供時間と実際の支援に要した時間に乖離がある状態が継続する場合(例えば、個別支援計画において定める提供時間を3時間としながら、利用者の都合により実際の支援に要した時間が1時間となることが、1月の利用でみて恒常的に生じている場合)には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

- また、実際に支援に要した時間については、日々のサービス提供記録に記録しておくこと。

(基本報酬)

問4 個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合、どの時間区分で請求することになるか。

(答)

- 個別支援計画が未作成である場合や、当初利用する予定がなかった日に支援を提供する場合など、個別支援計画において支援の提供時間が定められていない場合には、「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定とする。

- なお、児童発達支援管理責任者が未配置であることにより、個別支援計画の作成や見直しができない場合において、障害児等のアセスメントを行い支援の方針や支援目標、支援内容及びそれを実施するための支援の提供時間を定めた個別支援計画と同様の計画を作成している場合においては、当該支援の提供時間に基づく基本報酬の算定を可能とする。当該計画については、あらかじめ支給決定保護者に説明を行い同

意を得ること。

ただし、この場合においても、個別支援計画の未作成減算が適用されることに留意すること。

- また、当初利用する予定のない日に支援を提供する場合について、そのような利用の想定及び支援の提供時間について個別支援計画（参考様式における別表の特記事項欄）に記載することにより、当該支援の提供時間に応じた時間区分での算定が可能である。

（基本報酬）

問5 「個別支援計画において定めた提供時間」とは、基本報酬の時間区分（例えば「1時間30分超3時間以下」等）ではなく、支援に要する具体的な提供時間（例えば「2時間30分」等）を定める必要があるということか。

（答）

- お見込みのとおり。

（基本報酬）

問6 「支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めること」とされているが、時間区分が創設されていない、主として重症心身障害児や保育所等訪問支援等についても、同様に支援の提供時間を個別支援計画に定める必要があるか。

（答）

- 全てのサービスにおいて、支援時間は30分以上とし、30分未満の支援の提供は原則報酬の対象外としていることから、時間区分の創設に関わらず、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援においても、個別支援計画に支援の提供時間を定めることとする。

（基本報酬）

問7 30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で、市町村が認めた場合に限り算定可能とされているが、算定可能と認められる理由として、他にどのようなものが想定されるか。

また、この場合の請求手続きは、事前に事業所から自治体に請求の可否を確認した上で行うということか。

（答）

- 身近な地域に通所可能な事業所がなく、遠方から通うためにやむを得ず支援時間が短くなる場合等が想定されるが、地域の実情に応じて判断をされたい。
- なお、あらかじめ市町村と協議を行い、その必要性を市町村が認めた場合に、個別支援計画に具体的な必要性等を定めていることをもって算定を可能とする。また、30分未満の支援については、「30分以上1時間30分以下」の時間区分での算定となる。

（中核機能強化（事業所）加算）

問8 加配される中核機能強化職員の要件として、①理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当職員であって、②その資格取得又は任用後、障害児通所支援等の業務に5年以上従事したものであることが求められているが、②の業務の経験は、①の資格や職務に係る業務に限定されない（※）と考えてよいのか。

（※）例えば、看護師免許を取得後、障害児通所支援事業所に児童指導員として2年間、看護職員として3年間従事した場合も算定可能か。

（答）

- お見込みの通り。

（中核機能強化（事業所）加算）

問9 加配される中核機能強化職員について、「支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可能とする」とされているが、支援を提供する時間帯に地域支援に当たるうえで、具体的にどのような体制を確保することが求められるのか。

（答）

- 本加算は、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図りながら、当

(強度行動障害児支援加算)

問6 「加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の期間」の加算について、利用を終了した児童が再度利用開始した場合も、算定可能か。

(答)

- 本加算は、利用の初期段階に当該児童に対して手厚い支援を要するためのものであるため、90 日間の期間終了後は、同一事業所において再度当該児童への支援について算定することはできない。

2. 放課後等デイサービス

(個別サポート加算 (I))

問7 本加算について、ケアニーズの高い障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置して支援を行った場合の30単位の加算について、強度行動障害児支援加算を算定している場合にも算定可能か。

(答)

- 算定不可である。なお、個別サポート加算 (I) 自体(ケアニーズの高い障害児 (90 単位)、著しく重度の障害児 (120 単位)) は、強度行動障害児支援加算と併せて算定可能である。

(通所自立支援加算)

問8 本加算による通所自立支援を行った時間(送迎に同行して支援を行った時間)は、放課後等デイサービスの提供時間に含まれるのか。

(答)

- 含まれない。

3. 保育所等訪問支援

(基本報酬)

問9 保育所等訪問支援において、30 分未満の支援提供は原則基本報酬の算定対象外となったが、同一日同一の時間帯に同一の場所で複数の障害児に支援する場合、それぞれ 30 分以上の支援提供が行われる必要があるのか。

(答)

- 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のため専門的な支援その他必要な支援を行うという保育所等訪問支援の趣旨から、個々のニーズに応じた適切な支援を提供するために、個々の障害児について必要な支援時間が確保されることが基本

である。

- 一方で、保育所等訪問支援の対象となる複数の障害児が同じクラスに在籍している場合や同じ活動に参加している場合等には、明確に個々の障害児ごとに時間を区分せずに、同時並行的に行動観察を行なうことや、障害児本人への支援などが行われることも想定される。

- このような場面では、活動時間等の事情により、必ずしも対象となる障害児ごとに 30 分以上の支援時間を確保できない場合があっても差し支えないが、その場合であっても、障害児ごとのニーズに応じた支援内容が十分に担保される必要があることに留意すること。

- なお、限られた訪問支援時間において、障害児ごとのニーズを踏まえて、同時並行的に支援を行うことが可能な人数は2名までとする。それを超えた複数の障害児に対して同時並行的に支援を行う必要がある場合には、中核機能強化(事業所)加算の中核機能強化職員による地域支援や、地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業等の活用を検討されたい。

(多職種連携支援加算)

問10 職種の異なる2名の訪問支援員が、同一日同一の時間帯に同一の場所で2名の障害児に対して支援を行った場合において、それぞれの障害児について多職種連携支援加算の算定は可能か。

(答)

- 算定は可能である。

- ただし、本加算の算定に当たっては、アセスメントを踏まえて、職種の異なる訪問支援員による支援が必要とされた場合に、個々の障害児の状態や特性に応じた必要な職種の組み合わせにより、計画的に実施するという本加算の趣旨を踏まえ、職種の組み合わせ等、障害児ごとのニーズを踏まえた支援提供が可能な体制であるか否かについては十分に検討をすること。

- なお、職種の異なる2名の訪問支援員により支援を行う場合においても、同時並行的に支援を行うことが可能な人数は2名までとする。

第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

児童発達支援に携わる職員は、こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解するとともに、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）、特別支援学校幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第72号）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）についても理解し、支援に当たることが重要である。特に、特別支援学校幼稚園教育要領の「自立活動」は、障害のある幼児がその障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導について示していることに留意する必要がある。

2. 児童発達支援の内容

児童発達支援は、障害のあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。

具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、個々のこどもに応じて、オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、「本人支援」により得られた、障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。特に児童発達支援センターは、こうした役割を担い、地域における連携・ネットワークの核となり、地域の関係機関との連携や保育所等訪問支援の実施、地域障害児支援体制強化事業・障害児等療育支援事業の実施や地域支援体制の構築のための会議の開催、地域集会等への積極的な参加等を通じて、地域においてこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供する地域づくりを進めていくことが期待される。

(1) 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。そのため、児童発

達支援計画においては、「本人支援」について5つの欄を設けて、個々に異なる支援目標や支援内容を設定する必要はないが、各領域との関連性については必ず記載することとしている。

以下の（ア）から（オ）までに示す各領域における支援内容は、各領域におけるねらいを踏まえて考えられる支援内容を仔細に記載したものであり、実際の支援の場面においては、これらの要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや現在と当面の生活の状況等を踏まえて、こどもの育ち全体に必要な支援内容を組み立てていく必要がある。

また、この「本人支援」の大きな目標は、障害のあるこどもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。事業所等で行われる「本人支援」は、家庭や地域社会での生活に活かしていくために行われるものであり、保育所等に引き継がれていくものである。

（ア）健康・生活

ねらい	- 健康状態の維持・改善 - 生活習慣や生活リズムの形成 - 基本的な生活スキルの獲得
支援内容	<健康状態の維持・改善> - 健康状態の把握と対応 健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。 - リハビリテーションの実施 日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもが持つ機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。 <生活習慣や生活リズムの形成> 睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や換気、病気の予防や安全への配慮を行う。 <基本的な生活スキルの獲得>

	・生活に必要な基本的技能の獲得 こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、生活の場面における環境の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をする。 ・構造化等による生活環境の調整 生活の中で、様々な遊びを通して学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。 ・医療的ケア児への適切なケアの実施 適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応じた医療的ケアの実施や医療機器の準備、環境整備を行う。
--	---

(イ) 運動・感覚

ねらい	・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ・姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用 ・身体の移動能力の向上 ・保有する感覚の活用 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚の特性への対応
支援内容	＜姿勢と運動・動作の基本的技能の向上＞ 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。 ＜姿勢保持と運動・動作の補助手段の活用＞ 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助手段を活用してこれらができるよう支援する。 ＜身体の移動能力の向上＞ 自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。 ＜保有する感覚の活用＞ 保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。 ＜感覚の補助及び代行手段の活用＞ 障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、保有する感覚器官

	を用いて情報を収集し、状況を把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器による代行的にできるように支援する。 ＜感覚の特性への対応＞ 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。
--	---

(ウ) 認知・行動

ねらい	・認知の特性についての理解と対応 ・対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成） ・行動障害への予防及び対応
支援内容	＜認知の特性についての理解と対応＞ 一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。 ＜対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得＞ ・感覚の活用や認知機能の発達 視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。 ・知覚から行動への認知過程の発達 取得した情報を過去に取得した情報と照合し、環境や状況を把握・理解できるようにするとともに、これらの情報を的確な判断や行動につなげることができるよう支援を行う。 ・認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。 ＜行動障害への予防及び対応＞ 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切な行動への対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	・コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・言語の受容と表出 ・言語の形成と活用
-----	---

	・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション ・読み書き能力の向上
支援内容	＜コミュニケーションの基礎的能力の向上＞ 障害の種別や程度、興味関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身につけることができるよう支援する。 ＜言語の受容と表出＞ 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援を行う。 ＜言語の形成と活用＞ 具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつけること等により、自発的な発声を促し、体系的な言語を身につけることができるよう支援する。 ＜人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得＞ 個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。 ＜コミュニケーション手段の選択と活用＞ ・指差し、身振り、サイン等の活用 指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。 ・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。 ・コミュニケーション機器の活用 機器（パソコン・タブレット等の ICT 機器を含む。）等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。 ＜状況に応じたコミュニケーション＞ コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握する

	ことが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。 ＜読み書き能力の向上＞ 発達障害のある子どもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。
--	--

(オ) 人間関係・社会性

ねらい	・アタッチメント（愛着）の形成と安定 ・遊びを通じた社会性の発達 ・自己の理解と行動の調整 ・仲間づくりと集団への参加
支援内容	＜アタッチメント（愛着）の形成と安定＞ ・アタッチメント（愛着）の形成 子どもが基本的な信頼感を持つことができるように、環境に対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を育む支援を行う。 ・アタッチメント（愛着）の安定 自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。 ＜遊びを通じた社会性の促進＞ ・模倣行動の支援 遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。 ・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援 感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。 ・一人遊びから協同遊びへの支援 周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。 ＜自己の理解と行動の調整＞ 大人を介して自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。

<仲間づくりと集団への参加>

集団に参加するための手順やルールを理解し、こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。

(障害特性に応じた配慮事項)

児童発達支援に携わる職員は、障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害の特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけに捉われることなく、こどもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- 視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようすることが必要である。
 - 聴覚に障害のあるこども（人工内耳を装着しているこどもを含む。）に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で（ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要）、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 特に、乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れるため、こどもの年齢及び発達や障害の程度に応じて、言葉だけでなく、手話や表情、行動も含めた様々なコミュニケーション手段でこどもが発することに留意することも必要である。
- 知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。

支援内容	<通所する子どもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援> ・子どもが通う学校や放課後児童クラブ等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、放課後等デイサービス計画の作成又は見直しに関する会議の開催 ・子どもを担当する保健師や、子どもが通う医療機関等との情報連携や調整 ・子どもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携・子どもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携 ・虐待が疑われる場合には、児童相談所や子ども家庭センターとの情報連携 ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携 ・個別のケース検討のための会議の開催
------	---

(支援に当たっての配慮事項)

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、以下に留意すること。

- 「地域支援・地域連携」は、放課後等デイサービスを利用する子どもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられ、地域の中に居場所を持つことができるよう、関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

第4章 放課後等デイサービス計画の作成及び評価

放課後等デイサービスの適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のある子どもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所が提供する具体的な支援内容等について検討し、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより放課後等デイサービスを利用する子どもであっても、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、子どもの状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用支援を進めることが重要であり、事業所間における子どもの状態像の認識や必要な支援の見立て、支援内容等のバラつきにより、子どもに過度なストレスを与えることのないよう留意すること。

また、障害児相談支援事業所と放課後等デイサービス事業所の関係性は、単に相談支援専門員

が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が放課後等デイサービス計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。子どもや家族の生活全般のニーズに対応するため、放課後等デイサービス事業所からも障害児相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

1. 障害児支援利用計画の作成の流れ

(1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画書の作成と市町村による支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、放課後等デイサービスの利用を希望する子どもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画書の作成を行う。
- 相談支援専門員は、子どもや家族との面談により、子どもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等を子どもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- 子どもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々の子どもの障害の状態や発達の状況、や障害の特性等に応じた発達上のニーズに対応し、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 学齢期の障害のある子どもへの支援には、児童福祉法に基づき、通所により発達支援を行う「放課後等デイサービス」のほか、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、学校等に通学している障害のある子どもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスが利用できる。
- 障害児支援利用計画書は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、子ども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画書を勘案し、放課後等デイサービスの利用についての支給決定を行うこととなる。

(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、子どもや家族の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、子どもや家族、事業所の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、子どもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 担当者会議では、障害児支援利用計画書の作成に至る経緯、子どもや家族の意向と総合的

な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について共有する。

- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、事業所の担当者は、放課後等デイサービスの専門的な見地からの意見を述べることを求められる。また、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所に期待される役割を確認するとともに、障害のある子どもが、地域の中で他の子どもと共に成長できるようにするため、子どもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらず、意見を述べるのが重要である。
- 相談支援専門員は、担当者会議における参加者による意見交換を受けて、支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、子ども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、子どもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所の支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 放課後等デイサービス計画に基づく放課後等デイサービスの実施

- 事業所の放課後等デイサービス計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所に対応が求められるニーズを踏まえて、放課後等デイサービスの具体的な内容を検討し、作成する。放課後等デイサービス計画の作成については、2.を参照すること。
- 事業所は、障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の提供を行うことが重要である。なお、障害児支援利用計画と放課後等デイサービス計画は、個々の子どもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 事業所は、作成された放課後等デイサービス計画に基づき支援を実施する。
- 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に代えてセルフプランにより放課後等デイサービスを利用することもあって、複数の事業所から継続的に支援を受けている場合は、市町村が選定するコア連携事業所（子どもの支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所）を中心として、事業所間で連携して放課後等デイサービスを実施する。

(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 相談支援専門員は、一定期間毎に、子どもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、事業所の児童発達支援管理責任者は、その時点までの支援の提供状況を踏まえて、目標の達成度や気づきの点等の情報を積極的に共有することが重要である。そのためには、事業所の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や職員のうち、子どもの状況をよく理解した者を参画させなければならない。

- 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な援助方針や事業所に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて放課後等デイサービス計画を変更し、適切な支援を実施する。

(5) その他の連携について

- 事業所による支援は、子どもや家族への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。日々の支援を担う事業所は、子どもや家族のニーズの変化を細やかに把握することができる。また、継続的な関わりは、子どもや家族へのアセスメントを深め、潜在的なニーズの把握にもつながる。
- しかし、それらのニーズは、事業所のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

2. 放課後等デイサービス計画の作成の流れ

児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用することもと家族のニーズを適切に把握し、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し、すべての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

(1) 子どもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 児童発達支援管理責任者は、子どもや家族への面談等により本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（令和6年4月）において、市町村が、支給決定の際に、介助の必要性や障害の程度の把握のために実施する「5領域20項目の調査」の結果について、保護者に対し、利用する事業所に交付するよう依頼することが望ましい旨を示していることから、事業所は、保護者に対し、「5領域20項目の調査」の結果について確認の上、当該結果について、アセスメントを含め実際の支援の場面にも活用していくことが重要である。

- 子どもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、子どもの障害の状態だけでなく、子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。

また、子どもの発育状況、自己理解、心理的課題、子どもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来展望等について必要な情報を収集し、子どもと保護者のニーズや課題を分析する必要がある。

- 保護者のニーズと子ども本人のニーズは必ずしも一致するものではないため、まずは子どものニーズを明確化していくことが求められる。また、子どものニーズは変化しやすいため、

日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。

- アセスメントの実施に当たっては、全てのこどもが権利の主体であることを認識し、個人として尊重するとともに、意見を形成・表明する手助けをするなど、こども本人のニーズをしっかりと捉えられるように対応することが必要である。

(2) 放課後等デイサービス計画の作成

- 障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について、課題整理表等を用いて整理しながら、放課後等デイサービスにおけるニーズを具体化した上で、支援の具体的な内容を検討し、放課後等デイサービス計画を作成する。
- 放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することをいうが、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言いがたいと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。その際は、こどもに対し、適切に説明することが必要である。
- 放課後等デイサービス計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用も可能とされており、予定が合わない等により個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要である。いずれにしても、こどもの支援に関わる様々な職員に意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を考慮することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。

- 放課後等デイサービス計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」（「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容（5領域との関連性を含む）」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」）を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」、を参照すること。

- 放課後等デイサービス計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目を適切に設定し、その上で、4つの基本活動をベースとした具体的な支援内容を設定する。
- 「本人支援」においては、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことが必要であり、支援を組み立てていくに当たっては、(1)のアセスメントにおいて、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する支援への当てはめを行うだけの児童発達支援計画の作成にならないよう留意することが必要である。
- 「本人支援」における5領域との関連性については、5領域全てが関連付けられるよう記載することを基本とするが、相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5領域それぞれで、一対一対応で、異なる支援目標や支援内容を設定する必要はない。ただし、5領域のうち相互に関連する部分や重なる部分を踏まえ、これらをまとめた上で支援目標や支援内容を設定した場合であっても、各領域との関連性についての記載は必ず行い、「本人支援」全体として5領域全てが関連付けられるようにする必要がある。
- 「本人支援」においては、計画期間内に、特に重点的に取り組むものとはそうではないものなど、支援内容の実施頻度に差がある場合も想定される。しかしながら、計画期間内における実施頻度が低いと見込まれる支援内容であっても、こどもの生活全般を通じて5領域との関連性が担保できるよう、5領域全てとの関連において必要な支援内容を記載することが必要である。
- 「本人支援」において、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）に加え、特定の領域に重点を置いた支援を行う場合についても、放課後等デイサービス計画に記載することが必要である。
- 「移行支援」については、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、放課後児童クラブ等の他のこどもも施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の取組を記載する。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、放課後等デイサービスの基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」について必ず記載することとする。「地域支援・地域連携」については必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、放課後等デイサービス計画において常に明確になっていることが必要である。
- こどもや保護者に対し、「放課後等デイサービス計画」を示しながら説明を行い、こどもや家族の支援として必要な内容になっているかについて同意を得る必要がある。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に

把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。

- 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせることが必要である。
- 事業所において作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

(3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施

- 事業所における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の放課後等デイサービス計画を考慮し、一日の時間と活動プログラムを組み合わせたタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切に、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って自発的に活動できるよう促されることが期待される。
- 発達支援の時間は十分に確保されなければならない、送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況等に応じて、その内容を組み立て、職員も交えながらチームで検討していくことが必要である。提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。活動プログラムの内容は、本ガイドラインの「放課後等デイサービスの提供すべき支援」の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。
- 集団活動の場合は、対象となるこどもの年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達上のニーズが異なることも多いことから、年齢別、障害種別又は発達上のニーズ別に支援グループを分けることなどの工夫も必要である。

(4) 放課後等デイサービス計画の実施状況の把握（モニタリング）

- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断する。
- 障害児支援利用計画との整合性のある放課後等デイサービス計画の作成と支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく放課後等デイサービス計画の見直し及び支援の終結

- モニタリングにより、放課後等デイサービス計画の見直しが必要であると判断された場合は、放課後等デイサービス計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容が合っていないかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これま

での支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している放課後等デイサービスの必要性が低くなった場合は、放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結を検討する。

- 放課後等デイサービス計画の支援目標の大幅な変更や支援の終結に当たっては、放課後等デイサービス事業所から家族や障害児相談支援事業所、学校等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。なお、放課後児童クラブに移行する場合や学校卒業後に障害福祉サービス事業所を利用する場合など、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの放課後等デイサービスの支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。

第5章 関係機関との連携

障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、事業所は、日頃から、市町村の障害児支援担当部局、児童福祉担当部局、教育委員会、こども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校（小学部、中学部及び高等部）等、放課後児童クラブや児童館など地域におけるこどもの放課後等の居場所、児童委員や主任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、放課後等デイサービスが必要なこどもが、円滑に支援の利用に繋がるようにするとともに、こどもの支援が、こどもが通う学校や放課後児童クラブ等に適切に共有され、連携して行われていくことが必要である。また、セルフプランにより複数の事業所を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

さらに、こども本人を中心に考える支援の輪の中において、事業所に期待される役割を認識し、こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

加えて、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは事業所が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、放課後等デイサービスに関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

1. 市町村との連携

- 支援に必要なこどもと家族を地域全体で支えていくためには、地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整備を行う市町村と連携していくことが必要である。障害児支援担当部局、母子保健やこども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、教育委員会など、こどもと家族に関わる部局は様々であり、こどもと家族を中心として包括的に支援を行っていく観点からも、しっかりと連携体制を構築していくことが重要である。

- 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- 暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等についても、その対策について検討することが必要である。

⑤ 適切な情報提供

- 事業所は、定期的に通信等を発行し、活動概要や連絡体制等の情報を子どもや家族に対して発信することが必要である。
- 子どもや家族に対する情報提供に当たっては、視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、手話等による情報伝達を行うなど丁寧な配慮が必要である。

7. 訪問先施設との関わり

職員は、訪問先施設が、障害のある子どもに対する理解を深め、安心して障害のある子どもと関わることができるようになるために、提供する支援の内容を訪問先施設とともに考える姿勢を持ち、訪問先施設の職員に対する丁寧な説明を常に心がけ、訪問先施設の悩みや困りごとに寄り添い、大事にしている理念や支援手法を尊重しながら、積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 訪問先施設との連携

- 職員は、子どもの状況を訪問先施設と伝え合い、子どもの発達の状況やニーズについて共通理解を持つことが重要である。
- 設置者・管理者は、職員が行う訪問先施設への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) 訪問先施設に対する説明等

職員は、訪問先施設が保育所等訪問支援を円滑に受け入れることができるよう、適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の内容についての説明

- 設置者・管理者は、訪問先施設に対し、保育所等訪問支援計画の作成に当たっての個別支援会議の開催時や初回訪問時において、運営規程の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内容、人員体制（資格等）、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。

② 保育所等訪問支援計画の内容についての説明

- 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっての個別支援会議に、訪問先施設の職員を招集する必要がある。支援の内容について、ともに考えていくことが必要である。
- 職員は、訪問先施設に対し、保育所等訪問支援計画を交付するとともに、初回訪問時等の機会に、保育所等訪問支援計画の内容を理解しやすいように説明を行い、当該保育所等訪問支援計画に基づき、今回の訪問においてどのような支援を行うのかについて丁寧に説明を行う必要がある。

③ 訪問先施設に対する相談援助等

- 職員は、訪問先施設が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。そのためには、日頃から訪問先施設と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。
- 職員は、訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、保育所等訪問支援の実施後のカンファレンス等を通じて、子どもの障害特性についての理解が促されるような助言を行ったり、子どもとの関わりに関する相談援助を行ったりすることが必要である。
- 設置者・管理者は、職員に対して、訪問先施設に対する相談援助について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

④ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、保育所等訪問支援に対する訪問先施設からの苦情受付窓口について定め、訪問先施設に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。
- 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- 暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等についても、その対策について検討することが必要である。

⑤ 適切な情報提供

- 事業所は、定期的に通信等を発行し、活動概要や連絡体制等の情報を子どもや家族に対して発信することが必要である。

事務連絡 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準(※)において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)を作成し、公表することが求められることとなった。

本手引きは、支援プログラムの作成・公表において基本的な事項を示すものである。各事業所は、本手引きの内容を踏まえつつ、創意工夫を図りながら、事業所が行う支援や取組等の実施に関する支援プログラムの作成及び公表を行っていただきたい。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

1. 目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

2. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

3. 支援プログラムの作成における留意点について

- ・ 支援プログラムの作成に当たっては、支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくものであることを踏まえ、管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聴きながら作成すること。
- ・ 支援プログラムは、以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成すること。
 - ① 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
 - ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とする子どもや家族のサービス選択に資する役割。
- ・ 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

4. 支援プログラムの記載項目について

支援プログラムの作成に当たっては、以下の項目を網羅した内容となるよう作成する。様式については、別添資料1において、「支援プログラム参考様式」をお示しするが、支援プログラムの趣旨を踏まえ、それぞれの事業所が創意工夫の上、様々な形式により作成して差

し支えない(書面による作成ではなく、事業所ホームページ等において必要な内容を示すことも可。)。なお、別添資料2「支援プログラムの様式パターンイメージ」も参考にされたい。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
- ② 作成年月日
- ③ 法人(事業所)理念
- ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
- ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
- ⑪ 職員の質の向上に資する取組
- ⑫ 主な行事等

以上①～⑫の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。なお、これらの項目に加えて、事業所の判断により別の項目を加えても差し支えないものとする。

5. 各項目における記載の内容

「4. 支援プログラムの記載項目について」で示した各項目についての記載の内容は以下のとおり。なお、「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目に係る記載の観点については、「個別支援計画記載のポイント」(令和6年5月17日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)の内容も参考とすること。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
事業所名を記載すること。
- ② 作成年月日
作成又は見直しを行った年月日を記載すること。
- ③ 法人(事業所)理念
法人又は事業所理念を記載すること。
- ④ 支援方針
事業所における支援方針を記載すること。

事務連絡 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

⑤ 営業時間

事業所の運営規定に定める営業時間を記載すること。

⑥ 送迎実施の有無

送迎実施の有無について記載すること。

(支援内容)

⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性

支援内容と5領域を関連付けて記載すること。

なお、支援内容と5領域を関連付ける際の記載方法については、様々な形式が想定され、その方法については問わないものとする。

(例)

- ・領域ごとの欄を設け、関連する支援内容を記載する方法
- ・記載されている支援内容に対して、各領域を関連付ける方法

⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容

事業所において取り組んでいる家族に対する支援について記載すること。

⑨ 移行支援の内容

事業所において取り組んでいる移行に向けた支援について記載すること。

なお、移行に向けた支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭においたものではなく、ライフステージの切り替えを見据えた取組、事業所以外での生活や育ちの場の充実に向けた取組、地域とつながりながら日常生活を送るための取組(地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流)等も含まれる。

⑩ 地域支援・地域連携の内容

事業所において取り組んでいる地域支援・地域連携の取組について記載すること。

なお、児童発達支援センターや地域の中核的役割を担う事業所においては、地域の保育所等や障害児通所支援事業所への後方支援(地域支援)の取組等を実施している場合には、その取組についても記載をすること。

⑪ 職員の質の向上に資する取組

事業所の提供する支援の質を確保するため、事業所内研修の実施や、外部研修への派遣等、職員の質の向上に資する取組について記載すること。

⑫ 主な行事等

事業所において実施している主な行事等について記載すること。

なお、行事形式の開催ではなく、通常の活動において季節に合わせた活動(例えば、節分、ひな祭り、クリスマス会、夏の水遊び等、季節に応じた活動など)を取り入れている場合も想定されることから、記載については、行事に限定されるものではない。

り、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれない。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

以上

6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月1日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めてお

【別添資料1】支援プログラム参考様式

事業所名		支援プログラム（参考様式）										作成日		年		月		日			
法人（事業所）理念																					
支援方針																					
営業時間		時		分から		時		分まで		送迎実施の有無		あり		なし							
		支 援 内 容																			
本人支援	健康・生活																				
	運動・感覚																				
	認知・行動																				
	言語 コミュニケーション																				
	人間関係 社会性																				
家族支援												移行支援									
地域支援・地域連携												職員の質の向上									
主な行事等																					

ID:7723

支援プログラムの公表状況に関する届出書

支援プログラム(様式)

支援プログラム様式パターンのイメージ

児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

【別添資料2】支援プログラム様式パターンのイメージ

(別添資料2)

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

営業時間					送迎実施の有無		
法人理念							
支援方針							
支援内容							
対象児		I	II		III		
項目		0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)		3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)		
本人支援	健康・生活						
	運動・感覚						
	認知・行動						
	言語 コミュニケーション						
	人間関係・社会性						
地域支援・地域連携 (地域交流・園外活動)							
移行支援							
家族支援							
職員の質の向上							
主な行事等							

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム

作成日 〇年〇月〇日

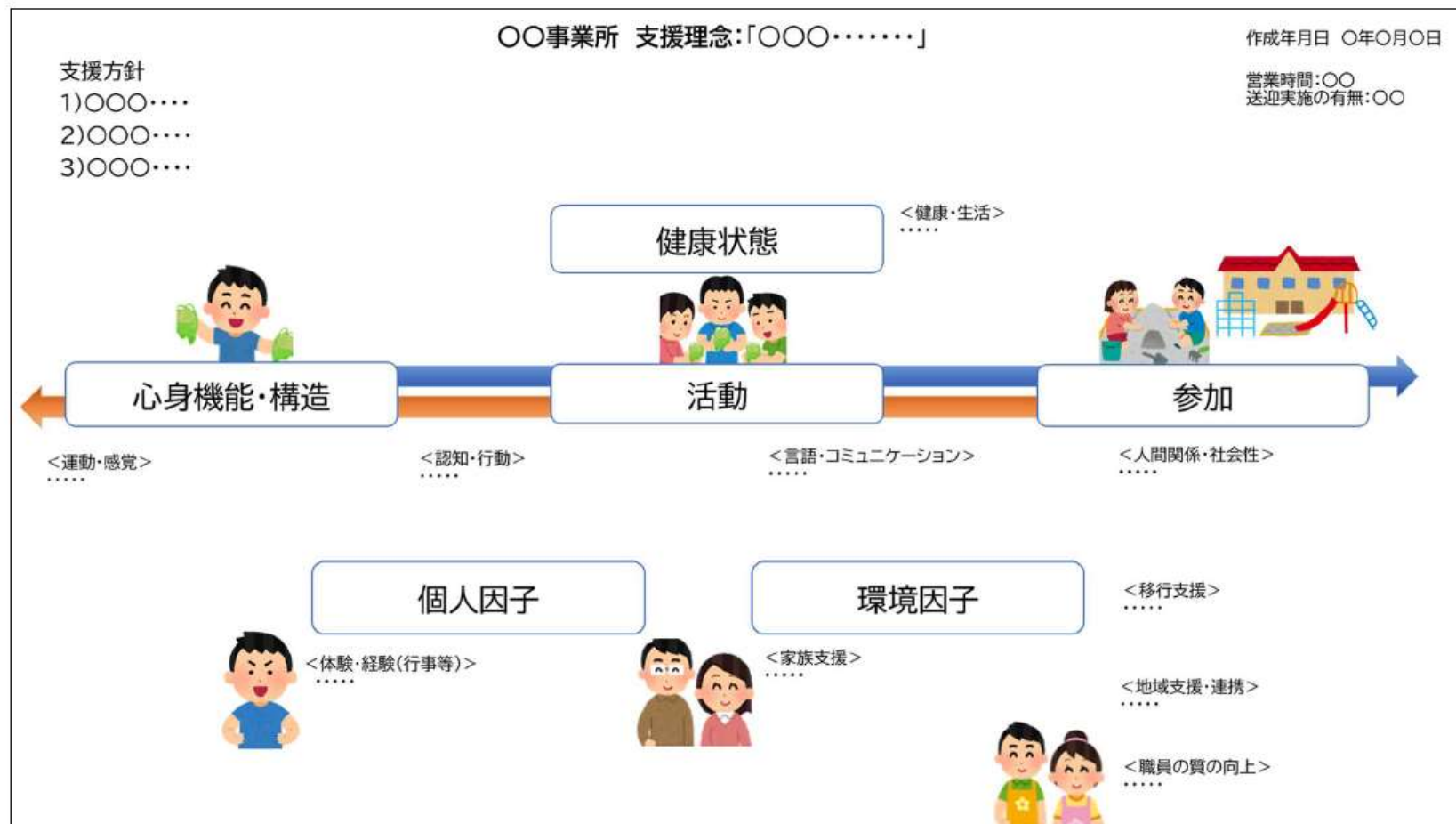
法人理念					
支援方針					
営業時間		送迎実施の有無			
プログラム	支援内容(5領域)				
朝の会					
リズム					
散歩					
サーキット					
アート					
給食					
家族支援					
移行支援					
地域支援・地域連携					
職員の質の向上					
主な行事等					

【別添資料2】支援プログラム様式パターンのイメージ

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載をする方法も考えられる。



児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書

児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援を提供する事業所は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価により質の評価を行うとともに、改善を図ること。改善結果等についてはインターネット等により広く公表すること。その公表内容等については、公表後速やかに岡山市事業者指導課へ報告すること。新規開設の事業所については、指定日から起算して12か月以内に、一連の作業並びに報告を行うこと。

○岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例平成24年12月19日市条例第79号

(指定児童発達支援の取扱方針)

第26条 指定児童発達支援事業者は、第27条第1項に規定する児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

かつ画一的なものとしないよう配慮しなければならない。

3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。)の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価(以下この条において「自己評価」という。)を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者(以下この条において「保護者」という。)による評価(以下この条において「保護者評価」という。)を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

(7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成24年3月30日障発 0330 第16号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

(8) 質の評価及び改善の内容を公表していない場合の所定単位数の算定について

① 対象となる支援

児童発達支援(旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対しいる児童発達支援を除く。以下この(8)において同じ。)、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援(令和7年4月1日から適用)、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

② 算定される単位数

所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること。

③ 質の評価及び改善の内容(以下「自己評価結果等」という。)未公表減算については、指定通所基準等の規定に基づき、おおむね1年に1回以上、自己評価及び事業所を利用する障害児の保護者による評価(保育所等訪問支援にあっては、当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価を含む。)が行われ、その結果等の公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは従業者による評価を受けた上で、事業所が自ら評価を行うとともに、障害児及びその保護者(保育所等訪問支援にあっては訪問先施設を含む。)による評価を受け、その結果を事業運営に反映させて、常に質の改善を図るためのものであり、事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。

④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ることとする。

⑤ 当該減算については、自己評価結果等の公表が都道府県に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

⑥ 都道府県知事は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。

児童発達支援・放課後等デイサービスの質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書 (ID 7723)
新しい様式で提出してください。

「届出書」指定児童発達支援、指定発達支援等デイサービス、の質の評価、改善の内容及び公表方法に係る届出書、指定児童発達支援事業者、

年 月 日

岡山県 市 町 村

届出書 法人所在地
法人名
代表者職・氏名

このことについて、この表、岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例(平成24年岡山県条例第79号)第26条及び第27条に規定する指定児童発達支援、第27条第2項、第28条において準用する第26条の第5項に規定する指定発達支援等デイサービスの質の評価及びその改善を行い、同基準等(2)に規定する公表を行いましたので、関係機関を念のため下記に届けます。

事業所の名称	事業所番号
所在地	電話番号
連絡先(メールアドレス)	担当氏 氏名

届出を行うサービスの種類	実施期間	届出の区分	届出に係る活動の年回回	実施場所
児童発達支援		1 継続 2 変更		
放課後等デイサービス		1 継続 2 変更		
保育所等訪問支援		1 継続 2 変更		

特記事項

届出書 届出の内容及び

公表日 年 月 日

公表方法
ホームページ(はら)に
紙 媒体(紙)に掲載して公表する
その他(印刷媒体)に掲載する
※インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること

質・環境・内容	確認欄
1 保護者による評価結果等(自己評価及び保護者評価)について取りまとめました。	☐
2 事業所の職員に評価結果を配布して周知及び相談事項について取りまとめました。	☐
3 1.2について職員全員で討議し、改善目標を立て、その結果を記録し共有しました。	☐
4 1.3の経過について、保護者等にフィードバックしました。	☐
5 3で得られた自己評価結果について上記の公表方法により公表しました。	☐
6 3で得られた改善目標について、改善を行いました。(今後改善を行います。)	☐

(改善内容(記録紙等))

- 備考
- 1「実施期間」欄には、届出する年に「○」を記載してください。
- 2「届出の区分」欄には、今回届出を行う事業所又は施設について改善する事項を○で囲むてください。
- 3「実施場所」欄には、質の評価及び改善を行った事業所を記載してください。
- 4「特記事項」欄には、変更の経緯について具体的に記載してください。
- 5「確認」欄には、実施内容が完了した事象にチェックしてください。

(ID 7723)

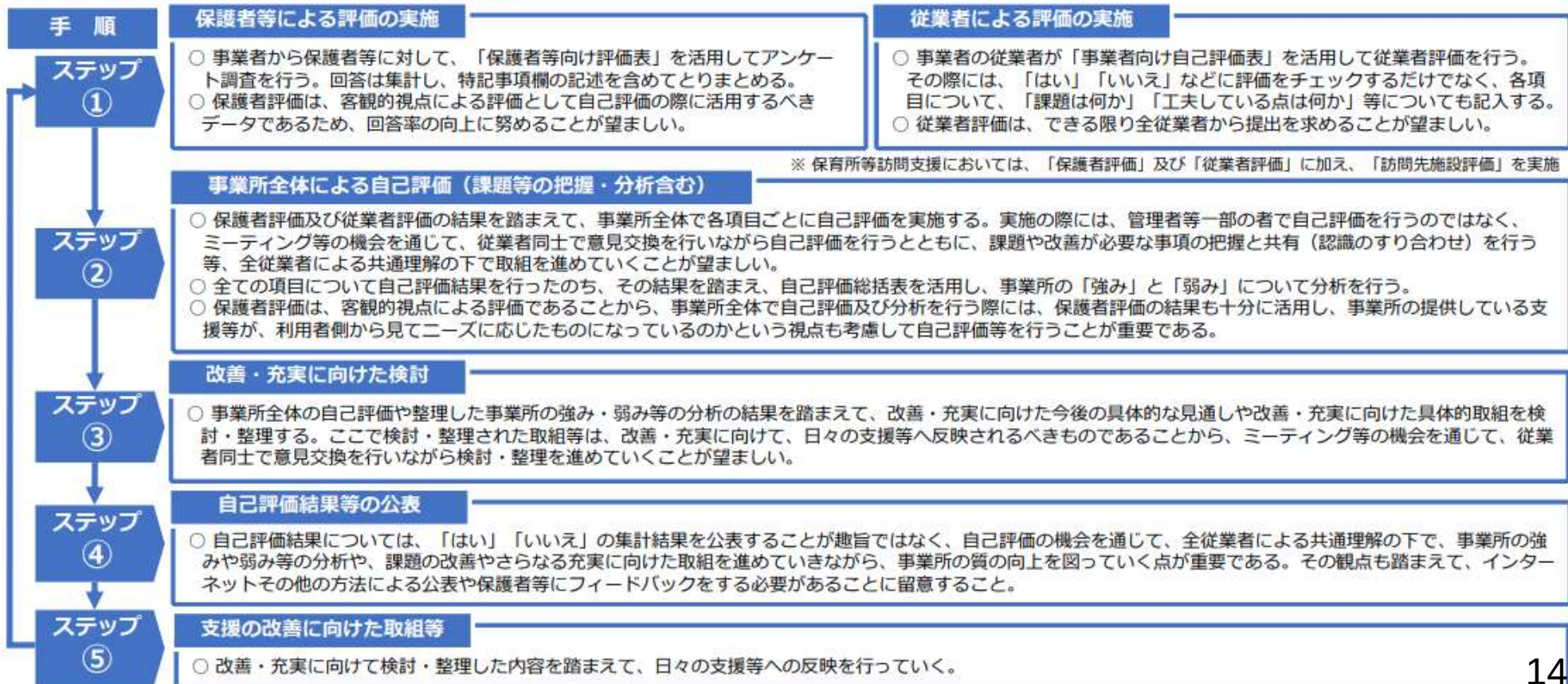
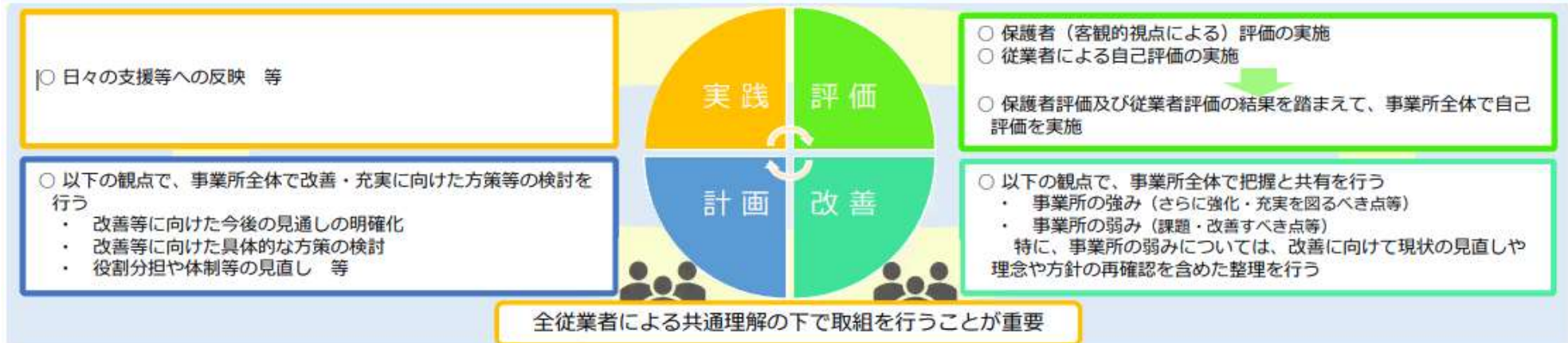
児童発達支援評価シート

放課後等デイサービス評価シート

保育所等訪問支援評価シート

障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ

保育所等訪問支援における評価制度(自己評価・保護者評価・訪問先施設評価)の導入について



保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

評価制度の導入について

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき実施

- 保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、**令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者には、以下①～③の取組の実施が義務付化。**
 - ① 保育所等訪問支援を利用する保護者による支援の提供状況等についての評価「**保護者評価**」
 - ② 実際に訪問支援を受け入れる保育所等による支援の提供状況等についての評価「**訪問先施設評価**」
 - ③ 保護者評価・訪問先施設評価の結果を踏まえた事業者自身による運営状況や支援の提供状況の振り返り・評価「**自己評価**」
- **自己評価・保護者評価・訪問先評価の結果及び改善内容については、概ね1年に1回以上**保護者・訪問先施設に示すとともに、**インターネット等により公表**することを要する。

評価制度の目的等

- 本評価制度は、保護者評価や訪問先施設評価、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下、事業所の強みや弱み等の分析を行うとともに、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行い、日々の支援に反映することで、より良い支援提供及び事業運営につなげていくことを目的としている。
- 保護者評価・訪問先施設評価の結果は、事業者が自己評価を行う際に、客観的な視点による評価として活用するものである。

取組の流れ

※ 保育所等訪問支援事業所の従業員への評価も同時に実施

① 保護者及び訪問先施設による評価 ・ アンケート調査を実施

② 事業所全体での自己評価

- ・ 各評価の結果を踏まえて、事業所全体で課題の分析等を実施
- ・ 評価の結果を踏まえて、事業所の「強み」や「弱み」について分析

③ 改善・充実に向けた取組

- ・ 分析結果を踏まえて、今後の改善・充実に向けた具体的な取組を検討
- ・ 評価及び分析結果等を公表

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける 個別支援計画の取扱いの変更について(令和6年3月15日事務連絡)

事務連絡
令和6年3月15日

記

各 都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う
児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価を行う観点から、極めて短時間の支援(30分未満)は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の障害児の支援時間に応じた評価が可能となるよう、時間区分を創設することとしました。あわせて、延長支援加算についても見直しを行い、5時間(放課後等デイサービスについては、平日は3時間)を超える長時間の支援については、預かりニーズへの対応として、延長支援加算により評価を行うこととなります(※)。

また、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「運営基準」という。)において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」をいう。以下同じ。)の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととなります。あわせて、支援については、インクルージョン(障害児の地域社会への参加・包摂)の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められます。

そこで、令和6年4月以降の具体的な取扱いについて、下記のとおりお示するとともに、本改定の内容を踏まえた個別支援計画の参考様式について、別紙1「個別支援計画参考様式」を、また、あわせて計画時間等の記載例を別紙2のとおりお示いたします。(なお、別紙1の1枚目の記載にあたっての留意点及び記載例についても、追ってお示いたします。)

都道府県におかれましては、御了知の上、市町村及び管内の児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業者へ周知をお願いいたします。

(※) 時間区分の創設及び延長支援加算の見直しについては、主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所において重症心身障害児に対し支援を行う場合、共生型又は基準該当の場合、旧主として重症心身障害児児童発達支援経過的給付費又は旧医療型児童発達支援経過的給付費の場合を除く。

1. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(時間区分の創設、延長支援加算の見直し、総合的支援の推進、インクルージョンの推進)

(1) 基本報酬における時間区分の創設について

令和6年4月以降は、児童発達支援及び放課後等デイサービスの基本報酬において、時間区分が創設される。

(児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける時間区分)

時間区分	計画時間
時間区分1	30分以上1時間30分以下
時間区分2	1時間30分超3時間以下
時間区分3	3時間超5時間以下

※ 放課後等デイサービスについては、学校休業日のみ時間区分3を算定可能。

(改定後の基本報酬の取扱いについて)

- 個別支援計画に、個々の障害児の日々の支援について、支援に要する時間(以下「計画時間」という。)を定め、当該計画の時間に応じて基本報酬を算定することを基本とする。
- 計画時間よりも、実際に支援に要した支援時間(以下「実利用時間」という。)が短くなった場合においては、
 - ① 利用者の都合により支援時間が短縮された場合については、計画時間により算定すること。
 - ② 事業所の都合により支援時間が短縮された場合については、実利用時間により算定すること。
- 極めて短時間の支援(30分未満)は、算定対象から原則除外することとしているが、周囲の環境に慣れるために支援を短時間にする必要がある等の理由により、市町村(特別区を含む。)が認めた場合には、計画時間で30分未満の支援についても算定を可能とする。
- 実利用時間については、サービス提供実績記録票において記録することが必要であり、計画時間と実利用時間に乖離がある状態が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。

(2) 延長支援加算の見直しについて

現行の延長支援加算については、事業所の運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、当該営業時間の前後に支援を行った場合に算定するものとしているが、基本報酬

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける 個別支援計画の取扱いの変更について(令和6年3月15日事務連絡)

における時間区分の創設とあわせて、延長支援加算を見直し、5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）を超える長時間の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行うこととなる。

なお、基本報酬に時間区分を創設していない、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う場合等については、従前の延長支援加算と同様の取扱いとなるため留意すること。

見直し後の延長支援加算の取扱い及び単位は以下のとおりである。

(改定後の延長支援加算の取扱い)

- 基本報酬において、上限となる5時間（放課後等デイサービスについては、平日は3時間）の発達支援を行うのに加え、当該支援の前後に預かりニーズに対応した延長支援を計画的に行った場合に、計画した時間に応じて算定できるものとするが、計画時間よりも、実際に延長支援に要した時間が短くなった場合においては、基本報酬とは異なり、その理由の如何に関わらず、実利用時間により算定すること。
- 延長支援の算定に当たっては、1時間以上の延長支援を行うことを前提とした体制を設ける等、計画的な実施が求められることに留意すること。
- 計画時間の前後に延長支援加算を算定する場合には、前後いずれも1時間以上となるよう計画的に実施する必要があるが、前後の時間を合算して1時間以上では算定できないものであることに留意すること。
- 延長支援時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上（うち1人以上は運営基準に定める人員を配置すること。児童発達支援管理責任者でも可。）の配置をすること。
- 延長30分以上1時間未満の単位は、利用者の都合により延長支援時間が計画よりも短くなった場合に限り算定できるものとする。
- 延長支援時間については、個別支援計画に定めることを基本とするが、延長支援を利用する中で、具体的な利用の計画にない、緊急的に生じた預かりニーズに対応するための延長支援については、急遽延長支援を必要とした理由等について記録を残すことにより算定できるものとする。ただし、急遽延長支援を行うような状況が続く場合については、速やかに個別支援計画の見直し・変更を求めるものとする。

(改定後の延長支援加算の単位)

	障 害 児	重症心身障害児 医療的ケア児
1時間以上2時間未満	92 単位/日	192 単位/日
2時間以上	123 単位/日	256 単位/日
30分以上1時間未満	61 単位/日	128 単位/日

(3) 総合的な支援の推進とインクルージョンの推進

本改定においては、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本としたところであり、支援内容について、個別支援計画等においても5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととなる。

また、インクルージョンに向けた取組を推進する観点から、運営基準において、事業所に対し、保育所等との併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めることとしたところであり、個別支援計画において、具体的な取組等について記載し、実施いただくこととなる。

2. 令和6年4月以降の個別支援計画について

(1) 新たな記載事項と参考様式について

令和6年4月以降は、1の改定事項を踏まえ、個別支援計画に、新たに以下の事項を記載することが求められる。

- 時間区分の導入（1（1））に伴う、個々の障害児の日々の支援に係る計画時間等
- 延長支援加算の見直し（1（2））に伴う、個々の障害児の日々の延長支援時間等
- 個々の障害児の5領域との関連性を明確にした支援内容及びインクルージョンの観点を踏まえた取組等（1（3））

令和6年4月以降の個別支援計画については、これらを盛り込んだ別紙1「個別支援計画参考様式」を活用し、作成・見直しを行いたい。なお、記載にあたっての留意点及び記載例について、追ってお示しする。

また、別途、児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインの改定を進めており、個別支援計画の参考様式（別紙と同様）、総合的な支援の提供に関するアセスメントや支援の実施における視点、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、改めてお示しする予定である。

(2) 令和6年4月から10月までの取扱いについて（経過措置）

個別支援計画の見直し等については、通常の見直し期間（6ヶ月に1回以上）を踏まえると、一定の期間を要すると考えられることから、令和6年10月31日までの間は、別紙「個別支援計画参考様式」の2枚目の「個別支援計画別表」を活用し、個々の障害児の計画時間及び延長支援に要する時間等を定め、現行の個別支援計画とあわせることにより対応すること（支援内容の5領域との関連性の明確化及びインクルージョンの観点からの記載は個別支援計画の見直しのタイミングで行うこととし、基本報酬と延長支援加算の算定に必要な計画時間・延長支援時間等の記載のみを別表で追加すること）を可能とする（記載例について別紙2参照）。計画時間については、あらかじめ保護者に説明の上、同意を得ること。また、延長支援については、あらかじめ保護者に説明の上、

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける 個別支援計画の取扱いの変更について(令和6年3月15日事務連絡)

必要性について確認するとともに、延長支援時間について同意を得ること。

この経過措置の対象となる障害児は、令和6年4月30日までに当該事業所の利用を開始している障害児とする。令和6年5月以降に新規で利用する障害児については、2（1）の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画の作成が必要であることに留意すること。

なお、経過措置により対応を行う事業所において、当該経過措置の期限は10月31日までとしているが、当該期限までに見直しのタイミングが訪れる個別支援計画については、順次、2（1）の全ての記載事項を踏まえた個別支援計画に見直していただくようお願いする。

また、経過措置により対応を行う場合であっても、支援内容について総合的な支援を基本とすること及びインクルージョンの観点も踏まえることに留意すること。

3. その他

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における各種加算の創設及び見直しに伴い、事業所の運営規程や重要事項説明書等の変更も必要となると考えられるが、各種書類の変更や利用者への説明等については一定の期間を要すると考えられる。そのため、令和6年4月1日までに全て書類の変更や利用者への説明等が済んでいる必要はないが、その場合であっても、令和6年4月以降、順次、速やかに手続を進めていただくようお願いする。

以上

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける 個別支援計画の取扱いの変更について(令和6年3月15日事務連絡)

別紙 1

参考様式

利用児氏名：

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 生活に対する意向			
総合的な支援の方針			
長期目標 (内容・期間等)			支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度、時間)
短期目標 (内容・期間等)			

○支援目標及び具体的な支援内容等

項 目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)		達成 時期	担当者 提供機関	留意事項 (本人の役割を含む)	優先 順位

※5領域の視点「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日 (保護者署名)

押印廃止

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う 児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける 個別支援計画の取扱いの変更について(令和6年3月15日事務連絡)

別紙2

個別支援計画別表

記入例

利用児氏名	計画に定める支援時間を記入（利用時間と終了時間も記入） ・曜日ごとに提供時間が異なると考えられるため、曜日ごとに時間を定める						
	月	火	水	木	金	土	日・祝日
提供時間	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 10時00分 ～ 15時00分	利用開始・終了時間 ～	利用開始・終了時間 ～
	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	5時00分	0時00分	0時00分
特記事項	・利用が確定している曜日以外に、事業所の空き状況等により利用が想定される場合には、その場合に想定される提供時間を記入 ・市町村が認めるものとして、30分未満の提供時間となる場合には、具体的理由を記入 ・利用者や保育所・学校等の都合により、通常の計画時間とは異なる時間区分で算定するような状況が想定される場合（例えば、通常は1時間だが、学校の短縮授業等により3時間になる日が想定される場合等）には、想定される具体的な内容を記入 ・その他特記事項がある場合には、その具体的な内容を記入						
延長支援時間 ※ 延長支援時間は、支援前・支援後それぞれ1時間以上から	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 9時00分 ～ 10時00分	【支援前】延長支援時間 ～	【支援前】延長支援時間 ～
	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 15時00分 ～ 16時00分	【支援後】延長支援時間 延長支援となる時間を記入 ※支援前、支援後それぞれ1時間以上記載すること。合算での1時間は不可	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～	【支援後】延長支援時間 ～
	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	2時00分	0時00分	0時00分
延長を必要とする理由及び時間	例①）月・水・金については、保護者の就労を理由に支援前・支援後それぞれ1時間ずつの延長支援を行う。 例②）保護者の職場の繁忙期（3月）については、月・水・金の支援後の延長支援時間が2時間になる日も生じることが想定されるため、保護者と連携を図りながら必要に応じて延長支援を行う。 ・例①：保護者の就労、妊娠・出産、病気・負傷、介護・看護、レスパイト等、延長支援を必要とする理由と時間を記入 ・例②：常時延長支援を必要としないが、個別の事情（※）で延長支援の必要が生じることが想定される場合には、想定される具体的な理由と必要となる時間を記入 ※例えば、保育所や学校の都合（短縮授業等）で、支援の提供時間の変更が必要となり、延長支援が必要となる場合等を想定						

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について (令和6年5月 17 日事務連絡)個別支援計画の記載のポイント

(別紙1)

個別支援計画の記載のポイント

【個別支援計画全般に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。
なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）で構成されるプロセス）により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。
この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

【各記載項目の留意点】

<利用児及び家族の生活に対する意向>

- こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。

<総合的な支援の方針>

- 1年間を目途に（それ以上の期間も可）、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。
 - ・障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議（セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議）で求められている事業所の役割
 - ・支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点
 - ・保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点
 - ・こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえた PDCA サイクルによる支援の適切な提供の視点

<長期目標>

- 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

<短期目標>

- 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

<支援目標及び具体的な支援内容等>

- こどもの利用頻度や発達の程度に応じて、欄の増減等のアレンジは適宜行うこととして差し支えない。

<項目>

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について (令和6年5月 17 日事務連絡)個別支援計画の記載のポイント

◎本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5 領域との関連性を含めて記載する。
- 5 領域との関連性については、5 つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5 つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。
- 保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせ利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

◎家族支援

- こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。
【家族支援の例】
 - ・ こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの実施
 - ・ 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
 - ・ レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
 - ・ 保護者同士の交流の機会の提供（ピアの取組）
 - ・ きょうだいへの相談援助等の支援
 - ・ 子育てや障害等に関する情報提供 等

◎移行支援

- インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。
- 移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・入学等のライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備や、事業所以外の生活や育ちの場である保育所等の併行利用先や学校等での生活や支援の充実、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようにすること等、利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。
【移行支援の例】
 - ・ 保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
 - ・ 具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発

達支援（※）

- ・ 進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援（※）
 - ・ 保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、こどもに対し障害特性等を踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等とこどもの状態や支援内容等についての情報共有や支援内容等（例：得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミング、コミュニケーション手段等）の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
 - ・ 地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流 等
- （※）移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分けることなく、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで差し支えない。

◎地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。
 - 個別支援計画であり、計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。
【地域支援・地域連携の例】
 - ・ こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組（※）
 - ・ こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
 - ・ こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
 - ・ こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携の取組 等
- （※）移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない。

<支援目標>

- 支援期間終了の際（モニタリング時）に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り扱うこと。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について (令和6年5月 17 日事務連絡)個別支援計画の記載のポイント

<支援内容>

- 支援目標(具体的な到達目標)で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

<達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 個別支援計画については、6 か月に 1 回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1～3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

<担当者・提供機関>

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

<留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する(例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等)。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する(例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等)。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

<優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について (令和6年5月 17 日事務連絡)個別支援計画の記載のポイント参考様式版

利用児氏名：○○ ○○（生年月日：暦年齢）

個別支援計画書

作成年月日： 年 月 日

（別紙2）

利用児及び家族の 生活に対する意向	子ども本人や家族の意向を踏まえた上で、家族より得た情報や子どもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。	
総合的な支援の方針	○ 1年間を目途に（それ以上の期間も可）。以下の観点も踏まえながら、子どもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができればよい。事業所としての子どもの状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。 ・ 障害児支援利用計画、障害児支援担当会議（セルフプラシの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を結んだ支援の連携のための会議）で定められている事業所の役割 ・ 支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点 ・ 保育所等の併行利用や移行、同年代の子どもとの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点 ・ 子どもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点	
長期目標 （内容・期間等）	総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。	支援の標準的な提供時間等 （曜日・頻度・時間）
短期目標 （内容・期間等）	長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。	・ 利用曜日・提供時間等を記載。 ・ 計画及び延長時間を別添で定めることも可。

○支援目標及び具体的な支援内容

項目	支援目標 （具体的な到達目標）	支援内容 （内容・支援の提供上のポイント・5領域）	優先 順位
本人支援	○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を単目標に記載する。 ○ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。	○ 子どもの利用頻度や発達状況に応じて養育環境等のアレンジは適宜行っていただいて差し支えない。 ○ 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。 ○ 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しが必要とされているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1～3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。	↓ ↑
本人支援	○ 支援期間終了の際（モニタリング時）に、到達できているであろう「子ども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。 ○ 子ども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。 ○ 到達目標については、主語は子ども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り組むこと。	○ 子どもや家族の意向も踏まえた上で、子どもの支援ニーズと課題、理由と出典の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に照して取組の優先順位を設定する。子どもの発達段階や特性等について子どもや家族と共通理解を固め共に考えながら決定することが望ましい。 ○ 優先順位として参考を載せることは、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。 ○ 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。	↓ ↑
家族支援	○ 支援目標（具体的な到達目標）を設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。	○ 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する（例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等）。 ○ 個別支援計画とは別添計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）。 ○ 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。	↓ ↑
移行支援	○ 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。	○ 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。 ○ 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。	↓ ↑
地域支援・地域連携	○ 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。		↓ ↑

【個別支援計画書作成に係る留意点】

- 個別支援計画の作成に当たっては、子どもの意思の尊重（年齢及び発達段階に応じた意見の尊重等）及び子どもの最善の利益の優先考慮の観点から踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、子どもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）の観点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の観点も踏まえた支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、子どもと家族の状況を多様な観点、情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み合わせ、必要に応じて5領域に対応する課題や支援への出だめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。なお、発達支援は個々の子どもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれの子どもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：関係機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながら子どもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づく子どもの状態等の把握を適時に行いながら、PDCAサイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善））で構成されるプロセスにより支援の適切な提供を進めることが必要である。
- 個別支援計画の作成後も、子どもについての継続的なアセスメントにより子どもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。
- この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたって同一であることは想定されないこと。

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

（保護者署名）

押印欄

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について (令和6年5月 17 日事務連絡)個別支援計画(参考記載例)

(別紙3)

利用児氏名：〇〇 〇〇 (2019年4月30日生：5歳0か月)

個別支援計画書 (参考記載例)

作成年月日： 年 月 日

利用児及び家族の 生活に対する意向	・楽しく遊びたい(本人)。 ・場面に合った行動を自分で気付いて行えるようになってほしい(保護者)。	
総合的な支援の方針	〇〇さんは、ことばよりも視覚的な手掛かりの方が理解しやすいと見立てています。このため、目の前の情報が動きに繋がりがやすく、説明の理解が曖昧なまま活動に取り組む様子が見られ、集団での活動等の流れに沿わない行動として捉えられることがあるようです。視覚的な情報処理が優位という特性を活かし、手順や活動の流れを視覚化・スケジュール化(構造化)することで、より確実な理解を促していきます。また、本人の気持ちをタイムリーに表現できる手段(例：複数の絵カードや具体物の中から指差しをする、該当するカードや具体物を大人に手渡す等)により、まずは大人とのやり取りの中で、「(言われていることが)わかった- (言いたいことが相手に)伝わった」経験を楽しみながら丁寧に積み重ねていきます。こうした取組を中心に保育園とも情報共有を行い、必要に応じて訪問等の方法により連携を図り、保育園での生活の中でも、より多くの「わかった」「できた」に繋がるように支援していきます。	
長期目標 (内容・期間等)	・視覚的なスケジュールを手掛かりに指示を理解し、わからない時には様々なコミュニケーション手段を用いて、大人に聞くことができる。	支援の標準的な提供時間等 (曜日・頻度・時間)
短期目標 (内容・期間等)	・見える化された手順やスケジュールを大人と一緒に確認し、設定活動時に自分で動けるようになる。 ・大人が介在する中で、絵カードやイラスト等を用いて、「これで遊びたい」等の具体的な意思を友達に表現できるようになる。	・個別：毎週月曜日14:30-15:15(空き状況によって週2回の利用有) 心療担当職員(月3回)、作業療法士担当(月1回) ・小集団：毎週水曜日 9:15-14:45(保護者都合により2時間の延長支援の可能性有)

〇支援目標及び具体的な支援内容等

項目	支援目標 (具体的な到達目標)	支援内容 (内容・支援の提供上のポイント・5領域(※)との関連性等)	達成 時期	担当者 提供機関	留意事項	優先 順位
本人支援	「どうぞ」と言われてから活動に取り組み、遊具に合わせた体の調整ができるようになる。	・活動前に全体を指差しする等を行い、全体を見渡す機会を設けてから声をかける。 ・手の平、足の裏、お尻等体を支えたり、接地している感覚をつかみやすくするため、つかむ・支える・滑る等の要素を取り入れた遊具遊びを提供する。	6か月後	作業療法士 保育士	専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	嫌な時やお願いをする時に、身振りやことばで伝えることができる。	・具体的な伝え方のモデルを大人が示す。 ・簡単なやり取りを端的に都度促していく(本人がストレスをため込まないように、執拗な繰り返しは行わない)。 ・本人からの表出や要求に可能な限り応え、伝わったことの楽しさを伝えていく。	6か月後	心療担当職員	・保護者に対して具体的な接し方の例を示す時間(5月に心療担当職員による個別面談)を設ける。 ・専門的支援実施加算については、別紙参照。	2
本人支援	「できた」という実感を持てるよう、以下の取組を行う。 ・食事：スプーン、フォーク、箸を使う、潰す、切る、混ぜる等の遊びの要素を強調して行う。 ・衣類の着脱：どのような形であれ、身にまとうことができる。	・道具の使用と手の操作性を強調して提供する。特に着脱は、外遊びや水遊び等、本人が楽しめる活動の前に重点的に取り組む。 ・服を頭上に掲げる程度の行動を促すところから、スモールステップで始めていく。 ・身だしなみや整え方の観点は次のステップとし、大人がサポート・仕上げを行う。	3か月後	保育士 理学療法士	6月に予定している家庭訪問の時に、ご家庭で着替えている場面を見させていただく。	3

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について (令和6年5月 17 日事務連絡)個別支援計画(参考記載例)

本人支援	コミュニケーションのレパトリーが広がり、自らやり取りすることが増える。	・自信を持って取り組める活動に担任以外の職員と参加する。 ・活動内容を絵やシンボル等での紹介を通じ、選択肢から選ぶことや表現する機会を設ける。	言語・コミュニケーション	6 か月後	心理担当職員 保育士 理学療法士	個別での取組が小集団でも行えるよう、小集団担当者と一緒に定期的に（月に1回）情報共有を行う。	1
本人支援	日常的な場面で、同年代のこども（クラスの友達）の行動を意識する場面が増える。	・トイレで用を足す、着替える、食事の後や玩具の片付けを行う。 ・椅子を所定の位置に持ってくる場面において、見本になるこどもの近くに誘う等の関わり・促しを行う。	人間関係・社会性	6 か月後	保育士 理学療法士		3
家族支援	日常生活において、本人の意思を大切にしながら、やり取りをする場面を増やす。	・本人が自分で考えたり選んだりすることができるように、一呼吸おいてから次の提案をしたり、具体的な選択肢を2つ提示して選ぶ機会を設ける等、具体的な方法をお伝えし、実践していただく。 ・本人のコミュニケーションや判断する仕草等を、個別支援の場面の観察や面談の機会などを通じてお伝えし、共有する。		6 か月後	心理担当職員 保護者	・子育てサポート加算：月1回の頻度を想定し、担当者との具体的なやり取りをモデルにしながら、家庭での実践の様子を踏まえたフィードバックを行う。 ・家族支援加算（Ⅱ）：月1回の頻度で子育てに関する講座をグループワークにて実施。	
移行支援	日常的な連携に加え、特に行事等の際には、説明の方法や促し方について共有を図る。	・必要に応じて保育園を訪問し、行事等、普段と異なる活動の際のこどもとの関わりについて、具体的な関わり方のモデルを示す。 ・保育園の連絡と当事業所の連絡内容を相互に確認し、日々の様子を交換する（保育園からの電子連絡については、お手数ですがスクリーンショット等を送ってください）。		6 か月後	児童発達支援管理責任者、〇〇保育園△△先生、保護者	保護者の意向も確認しながら三者で連携を図る点に留意する（行事のスケジュールの共有も含む）。	
地域支援 ・ 地域連携	関係機関で役割分担を行うと共に、それぞれの機関で得られた情報を共有し、日常的な生活や支援に活用するための具体策を提案する。	・連携会議を定期的に開催し、情報収集・役割分担について協議する。 ・各関係機関からの情報に基づき、具体的な場面でのこどもとの関わり方の提案や関わり方のポイントについて助言を行う。		6 か月後	児童発達支援管理責任者、支援担当者、〇〇保育園◇◇園長先生、△△先生	関係機関連携加算（Ⅱ）：3ヶ月に1回程度の頻度で連携会議の開催を予定。	

※「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」

提供する支援内容について、本計画書に基づき説明しました。

本計画書に基づき支援の説明を受け、内容に同意しました。

児童発達支援管理責任者氏名：

年 月 日

（保護者署名）

押印廃止

移行支援計画フォーマット

移行支援計画フォーマット 記載欄入り									
作成日：●●●●●●●●									
作成者：●●●●●●●●									
フリガナ	氏名			性別	年齢	生年月日	●●年●●月●●日 (19●●)		
主たる障害名	自閉症スペクトラム	家族歴	知的障害	手帳の等級	障害	身体	精神	支援機関	18歳
入所経緯と状況	小学3年時、本児の発達に不安定になることが多く、家庭から保育に不安があるとの訴えがあり、本児が大声を出したり、動かない日が続くと、どうしても注意を喚起してしまう時がある等の様子も見られたため、家庭と相談の上、施設入所。月1回の通所をしているが、帰宅時は本児の機嫌が悪く泣いており、家族も対応しきれないため、日常支援と生活するのには困難である。Aのいは、週1回通所職員が帰国をしているが、おおむね自立している。コミュニケーションが苦手なため、言葉で伝えることができない。通所がうまくいかなかったり、保護者が忙しかったりすると、早く帰ることを希望する。手帳でできたため記録することができ。								
本人の意向	家に家に居たいと考えている。								
保護者等の意向	親元から離れて、G市で生活してほしい。日中は、本人の得意なところを活動させる場所がよい。								
本児の強み	・自分の主張を相手に伝えることや、困ったことがある際には人に助けを求めることができる。また機嫌が良くなると、お礼を言うことができる。 ・手先が器用でハサミ、カッター等の道具を使うことができる。								
家族の強み	家族は、本児の主張を読み取るという意思があり、月に1回の通所を欠かしたことはない。								
本児の移行に向けて解決していくこと	・納得がいかない等の時に落ち込みやすいため、そのような時には、他者に影響を及ぼす行動（騒ぐ、叩く）がある。職員にも支障をもたらすが、少しでも自分で落ち着かせるように取り組むこと。 ・言葉、読み書きがある。（言葉から出てくるが、声を出さず、手紙に書いて、手紙に書いてもらう。）読み書きは、手紙に書くことで練習できるように出来ること。 ・家に居たいと考えているが、家族は家で生活する望んでおり、家族に帰ることは難しい。通所の場としてG市を移行先と考えており、G市での生活に前向きに取り組むように取り組むこと。								
家族が移行に向けて配慮してほしいこと	・家族が近所を散歩することができ、周囲のみで子育てをして来た。特に母親は、本児との関わりについて、うまくいっていないと感じると一人で悩んでしまい、疲れて余裕がなくなることがあるため定期的に相談にのってもらい、初めて会う人と話すのは苦手である。作業できる方に話し合いに参加してほしい。								
支援方針	本人の状況から、夜間も居残りがあり、家族しているG市もしくは、施設入所での生活が望ましい。家庭とは月1回の通所を継続していくことが望まれる。高校1年時より、進学、就職を行い、高校3年時に通所決定。高校3年時は、慣れるための実習を行い、新たな支援者への引き継ぎの1年としたい。日中の場合は、送迎が困難になる。本児の得意なところを生かし、支援学校と連携し実習を行い、通所確保していく。金銭の管理も難しく、家族の状況もあり、住居入所後の利用も検討したい。								
短期目標	・G市で生活し、日中は本人が希望できる木工作業に関わる活動が出来るようになる。 ・今個で生活し、木工作業のワークを完成させ、完成品を展示する。サポートを受けながらも自分の意思で過ごすことができるようになる。 ・自宅に外出する際は、保護者とのコミュニケーションで得意な遊びで過ごせるようになる。								
移行後の生活の場（予定）	グループホーム	移行後の生活の場（予定）	生活介護	移行予定年月日	●●年	●●月	●●日		
移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）
	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）
	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）
	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）	移行後の生活の場（予定）

移行スケジュール（長期／年度）						
年度	前期			後期		
令和6年度	・関係者会議を開催し、情報の共有と移行先の方向性を定める。 ・相談支援専門員を通じて、自立支援協議会、移行候補先に情報の提供を行い、見学等の依頼をする。			・移行先の見学を行う。（3か所）（必要であれば関係者会議を実施する） ・施設内において自活訓練等を利用して移行した後の生活のイメージを持たせる。		
令和7年度	・関係者会議を開催し、生活の場、日中の場、それぞれの体験と実習についての計画を立て、関係機関で同意する。 ・体験や実習に対してサポートを行う。			・関係者会議を開催し、生活の場、日中の場、それぞれの移行先を絞り込み、概ね方向性を決める。 ・体験や実習に対してサポートを行う。		
令和8年度	・関係者会議を開催し、移行先に向けた計画を立て、関係機関で同意する。 ・移行先での実習を行う。			・移行先との引き継ぎを行う。		
移行スケジュール（短期／6ヶ月）						
No	4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	個別支援計画・移行支援計画の立案	関係者会議の開催（当施設、支援学校、相談支援専門員、市町村担当者、児童相談所）	移行先候補市町村自立支援協議会への参加、もしくは情報提供	G市の見学、3か所（施設と相談支援専門員）		個別支援計画・移行支援計画の振り返り
2	保護者との面談（児童相談所も参加）		支援学校から日中の施設見学	障害児入所から日中の施設見学		保護者との面談（児童相談所も参加）
3	教育支援計画の面談への参加					教育支援計画の面談への参加
移行において必要と思われる関係者・話機関による具体的支援内容						
機関名	特別支援学校	相談支援事業所	児童相談所	グループホーム事業所		
担当	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
連絡先	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		
支援内容	教育支援計画の実施 日中活動の場の模索 実習への準備・付き添い	自立支援協議会への提案 G市の見学、体験の相談	各種会議の管理・運営 受給者証の発行 保護者との連絡調整	見学・体験の受け入れ 事業者での受け入れの検討		
機関名	●●市	発達障害者支援センター				
担当	〇〇	〇〇				
連絡先	〇〇	〇〇				
支援内容	体験の支給決定 移行予定先の自治体	移行先を見据えた支援への助言、環境の設定				
備考						
●●年●●月●●日		保護者氏名：●●●●		児童発達支援管理責任者：●●●●		